

**第2次鳥栖市男女共同参画行動計画
及び鳥栖市DV被害者支援基本計画(案)**

鳥 栖 市

はじめに（市長あいさつ）

目次

第1章 行動計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の基本理念	1
3	計画の目標	1
4	計画の性格	2
5	計画の期間	2

第2章 計画策定の背景と課題

1	社会経済情勢の変化	3
2	市民の意識の変化	6
3	これまでの取組	13
4	計画の重点課題	13

第3章 計画の内容

1	計画の体系	14
2	施策の展開	
	基本目標 1 人権尊重に基づく男女共同参画の意識づくり	16
	主要施策 1 男女共同参画の理解を広める教育・学習の推進	
	主要施策 2 男女共同参画の視点に立った広報・啓発の充実	
	主要施策 3 男女共同参画を推進する人材の育成	
	基本目標 2 男女が生き生きと働きともに支える社会づくり	21
	主要施策 1 政策・方針決定過程での男女共同参画の推進	
	主要施策 2 男女が働きやすい労働環境の整備	
	主要施策 3 仕事と生活の調和を図る環境の整備	
	基本目標 3 男女が自立し安心して暮らせるまちづくり	25
	主要施策 1 個人の自立を支える環境整備	
	主要施策 2 性と健康を尊重する環境整備	
	主要施策 3 生涯を通じた健康づくりの推進	
	基本目標 4 配偶者等に対する暴力の根絶	
	【鳥栖市DV被害者支援基本計画】	29
	主要施策 1 DV被害を防止する啓発推進	
	主要施策 2 相談体制の充実	

主要施策3	DV被害者の自立支援	
主要施策4	関係機関の連携・協力	
3	計画推進体制の整備	34
	成果指標及び数値目標	37
	実施計画 市が実施する主な事業	38

附属資料

	男女共同参画社会基本法	57
	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律	61

第1章 行動計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

鳥栖市は、平成20年（2008年）3月に、鳥栖市男女共同参画行動計画（後期計画）を策定し、男女共同参画社会の形成を目指す取り組みを行ってきました。

この間、市の審議会や委員会等における女性の登用率は、平成21年度には35%の目標値を達成したことや地域・社会活動に参加する人の割合が増えるなど、5年間で改善できた点もありました。

しかし、少子高齢化の進行や不況の長期化による経済情勢の悪化など、生活を取り巻く状況が変化する中で、男女の平等意識ではほとんど変化が見られませんでした。社会における男女の固定的役割分担意識は根強く残っており、男女の共同によって改善する余地が多く分野に残っています。

こうした現状を踏まえ、男女共同参画のさらなる取り組みを推進するために、「第2次鳥栖市男女共同参画行動計画及びDV被害者支援基本計画」を策定します。

2 計画の基本理念

男女共同参画社会基本法では、第3条から第7条にわたり、男女共同参画社会の形成について次の5つの基本理念を規定しています。

- ①男女の人権の尊重（法第3条）
- ②社会における制度又は慣行についての配慮（法第4条）
- ③政策等の立案及び決定への共同参画（法第5条）
- ④家庭生活における活動と他の活動の両立（法第6条）
- ⑤国際的協調（法第7条）

本市は、この5つの基本理念に基づき、総合計画に理想像として掲げているように「男女一人ひとりに男女共同参画意識が浸透し、お互いが多様な価値観や考え方を理解し、認め合い、性別にかかわらず自分らしく生きる」ことのできる社会の実現を目指して、計画を策定します。

3 計画の目標

本市における男女共同参画社会の実現を推進するために、次の4つの基本目標を定め、それぞれの目標に沿った施策を実施します。

また、施策の実施に当たっては、市がリーダーシップを取りつつ、市民や市民団体、事業者等と協働し連携を図りながら取り組みます。

- 基本目標1 人権の尊重に基づく男女共同参画の意識づくり
- 基本目標2 男女が生き生きと働きともに支える社会づくり
- 基本目標3 男女が自立し安心して暮らせるまちづくり
- 基本目標4 配偶者等に対する暴力の根絶【鳥栖市DV被害者支援基本計画】

4 計画の性格

- (1) この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画です。
- (2) この計画は、国の「第3次男女共同参画基本計画」「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」や県の「男女共同参画基本計画(2011-2015)」「DV被害者支援基本計画(改定版)」を踏まえ、鳥栖市総合計画との整合を図りながら策定します。
- (3) この計画は、平成23年に実施した「男女共同参画社会に関する市民意識調査」の結果や、市民の委員で構成された「鳥栖市男女共同参画懇話会」における議論などを反映して策定します。
- (4) この計画中、「基本目標4」については、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第2条の3第3項の規定に基づく基本的な計画と位置付け、両計画を一体的に策定します。

5 計画の期間

この計画の期間は、平成25年度(2013年度)から平成34年度(2022年度)までの10年間とし、計画は5年ごとに見直します。

また、社会経済情勢の変化や国・県の制度の変更などを考慮し、必要に応じて内容の見直しを行います。

第2章 計画策定の背景と課題

1 社会経済情勢の変化

(1) 少子高齢化の進行

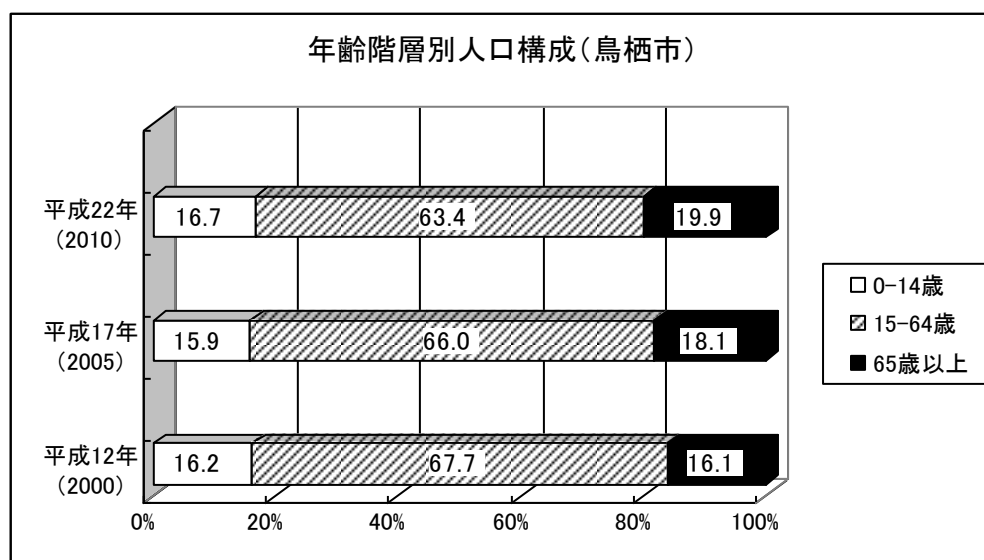
国勢調査による鳥栖市の人口は、平成12年から平成22年までの10年間で、60,726人から69,074人と8,348人増加しています。

年齢階層別に人口を見ると、65歳以上の高齢者の割合は、平成12年の16.1%から平成22年の19.9%へと、ゆるやかに上昇し、市民の5人に1人が高齢者になっています。

一方、15歳未満の子どもの割合は、平成12年の16.2%、平成17年の15.9%、平成22年の16.7%と横ばいです。しかし、平成17年以降は、65歳以上の高齢者の割合が15歳未満の子どもの割合を上回っています。

佐賀県の平成23年の合計特殊出生率(※)は1.61で、全国平均の1.39を上回っていますが、依然として少子化傾向にあります。

65歳以上の高齢者1人を支える生産年齢人口(15歳以上65歳未満の人口)の割合は減少しており、働く世代にかかる1人当たりの社会的費用の負担の増加が予想されます。少子化を改善し、社会を支える労働力を確保することが求められています。



資料：国勢調査より作成

※合計特殊出生率

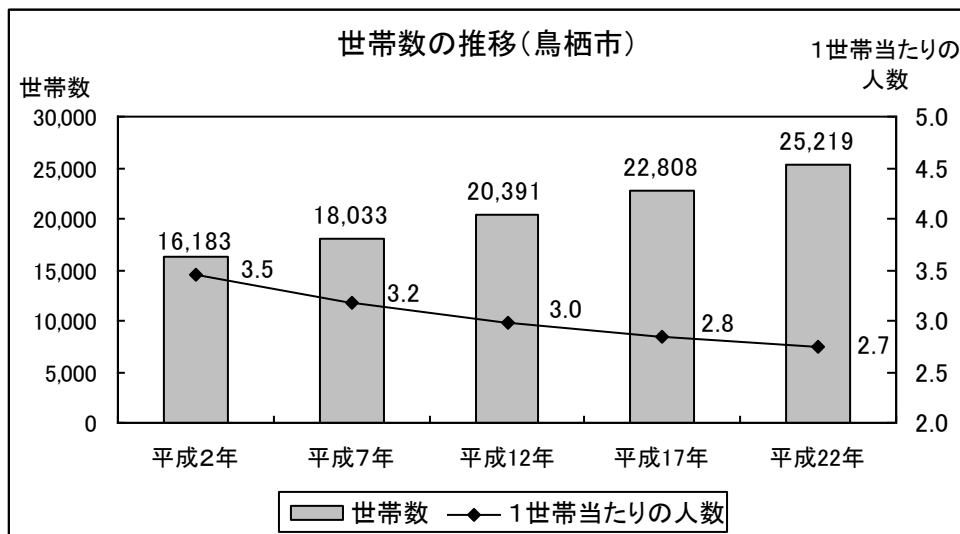
15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率で、一生の間に生むとしたときの平均子ども数に相当します。(人口動態統計調査)

(2) 家族形態・生活形態の変化

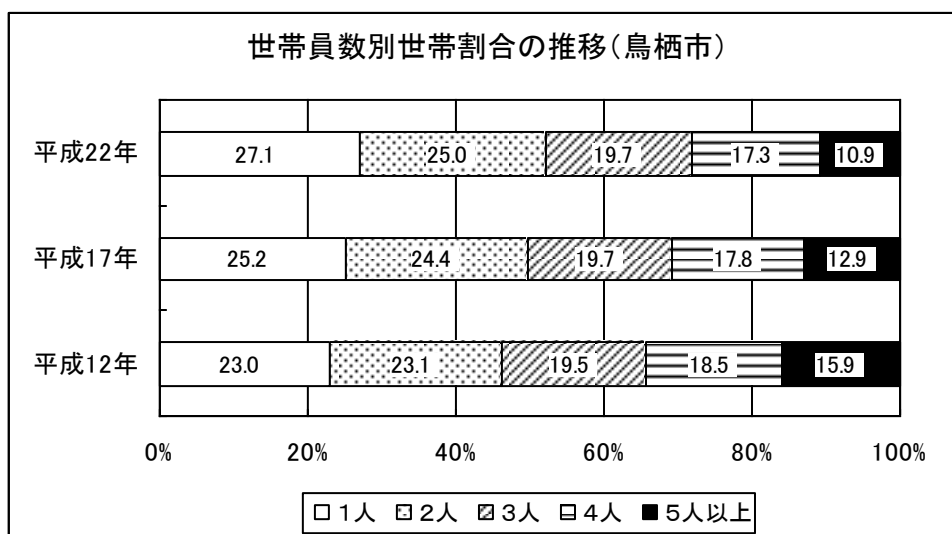
平成22年の国勢調査によると、鳥栖市の人口は69,074人、総世帯数は25,219世帯となり、調査のたびに増加を続けています。平成12年から10年間で、人口は13.7%、世帯数は23.7%増加しました。

1世帯当たりの人数を見ると、平成12年に平均3.0人であったものが平成22年には2.7人となり、人口の増加とともに核家族化が進行しています。

平成22年は1人世帯が6,826世帯(27.1%)を占めており、2人世帯と合わせると半数を超えています。年々、少人数の世帯が増えており、生活のあり方も個々人で異なってきていると考えられます。



資料：国勢調査より作成



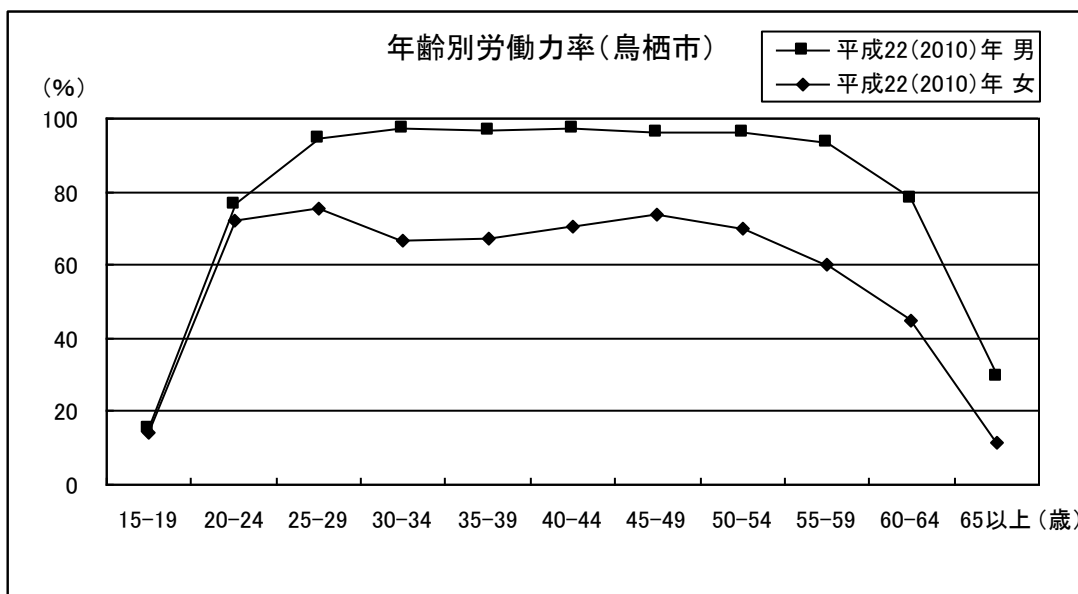
資料：国勢調査より作成

(3) 就業構造の状況

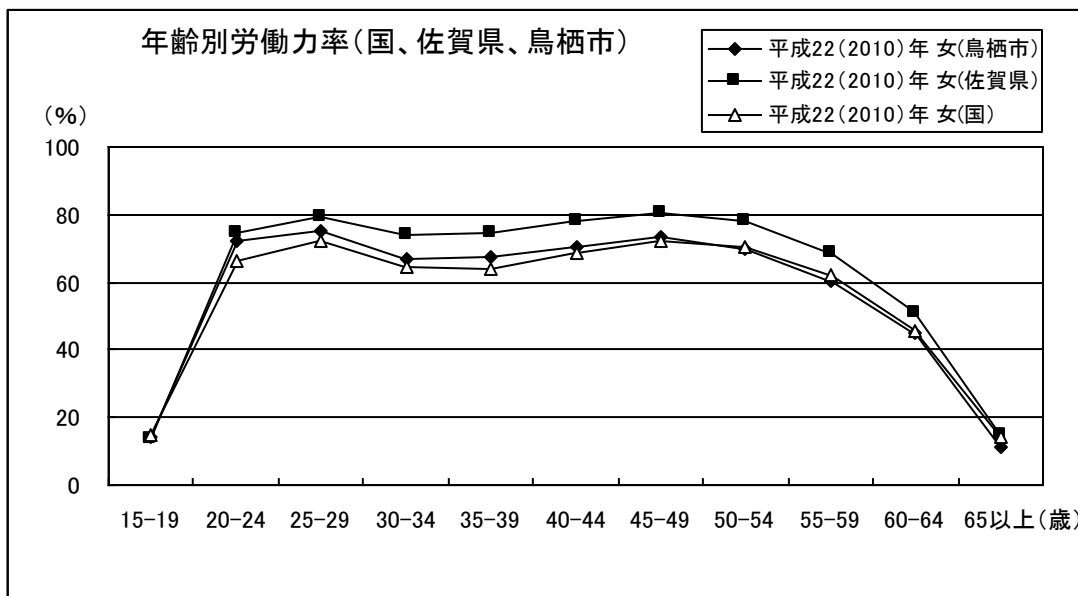
平成22年の労働力率(※)を男女別に見ると、下図のようになります。

男性は、20歳代半ばから50歳代後半まで、90%を超える高い割合の人が働いており、グラフの形は台形になります。女性は、20歳代後半から30歳代にかけて働く人の割合が減少し、40歳代にかけて再び増加するM字型の曲線になります。これは出産で就業を一時的に中断し、子育てが終わった時点で復職または再就職をするという、日本女性の働き方の特徴を表しています。

平成22年の全国、佐賀県と本市の労働力率を比べてみると、男性はすべて台形の曲線になり、女性はすべてM字型の曲線になります。鳥栖市の労働力率は、男女ともに若干全国平均を上回っていますが、女性は佐賀県の平均を下回っています。



資料：国勢調査より作成



資料：国勢調査より作成

この背景には、子育ては女性が担うべきだとする「固定的性別役割分担」があります。平成23年の市民意識調査では、女性が職業を持つことについて約4割の人が、「女性は出産・育児で中断後に就業すること」を肯定しています。

少子高齢化が進む中で、女性や高齢者の社会参加は、社会に活性化をもたらすものとして期待されます。今後、就業を望む人が自らの意思で職業を選択し、安心して働き続けることのできる労働環境の整備が必要です。

※労働力率

15歳以上の人口に占める労働力人口（就業者＋完全失業者）の割合を指します。就業者には休業中的人也含まれています。

2 市民の意識の変化

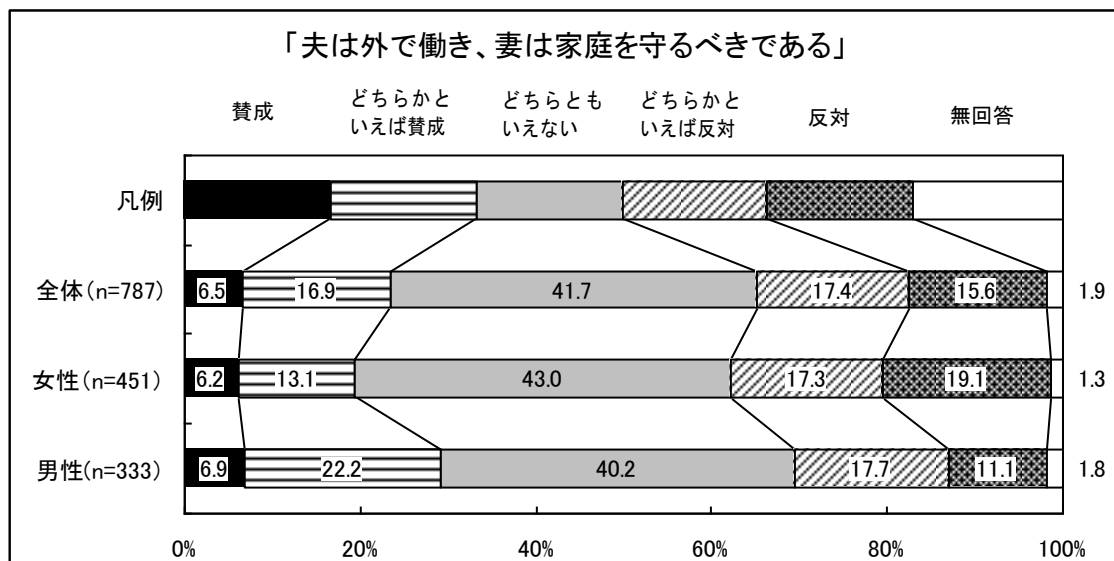
平成23年に実施した「男女共同参画社会に関する市民意識調査」の結果から、主に次のような意識の変化が見られます。

(1) 結婚と家庭について

「性別役割分担」の考え方に3人に1人が反対

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という意見について、賛成派（「賛成」「どちらかといえば賛成」の合計。以下同じ）が23.4%（女性19.3%、男性29.1%）、反対派（「反対」「どちらかといえば反対」の合計。以下同じ）が33.0%（女性36.4%、男性28.8%）となり、3人に1人が反対しています。女性は反対派が多く、男性は賛成派が多い結果になりました。

5年前の調査結果と比べると、反対派は27.6%から5.4ポイント増加しています。



資料：平成23年市民意識調査結果より作成

日常的な家事は妻や母が主に分担

掃除や洗濯、食事のしたく・あとかたづけ、日々の家計支出など、家庭内の家事は、全体の7割以上が妻や母の分担になっています。

しかし、高価なものの購入や地域活動になると、男女が同じ程度関わっている割合が高くなっています。

男性と女性が「同じ程度家事を分担している」人の割合は、掃除、洗濯、食事のしたく・あとかたづけの平均で見ると、前回調査の6.4%から8.0%となり、あまり変化は見られません。

(2) 子育てと教育について

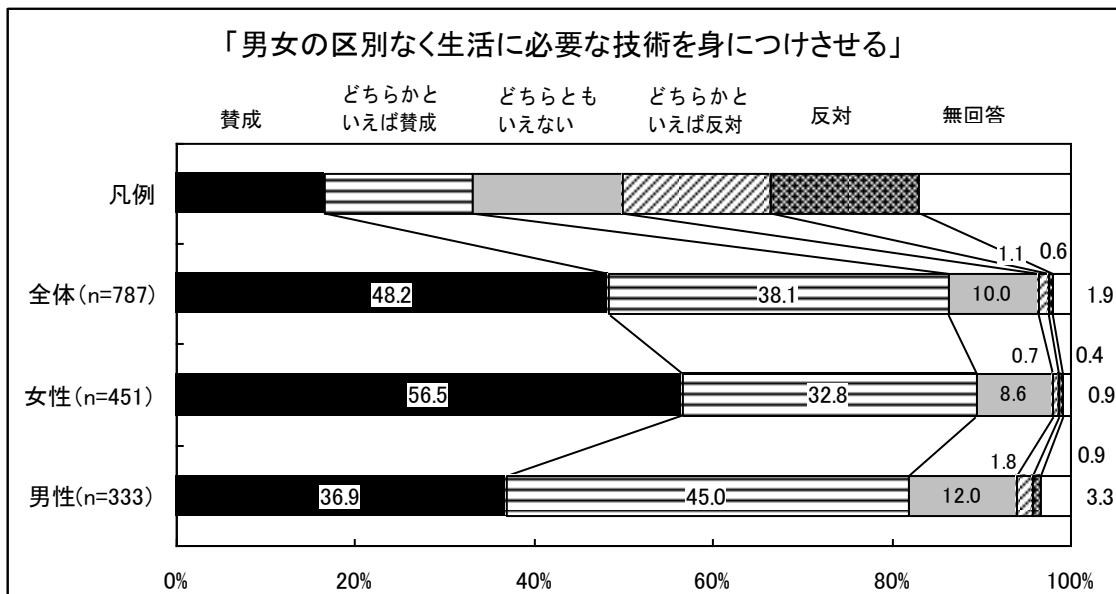
子どものしつけや教育は、男女の区別なく教育・技術と個性を伸ばすことを重視

男女ともに子どもの自立と個性や能力を伸ばしていく教育を重要だと考えています。

「男女の区別なく生活に必要な技術を身につけさせる」という考え方について、賛成派は86.3%（女性89.3%、男性81.9%）、「女の子も男の子も職業人としての教育が必要」という考え方について、賛成派は85.7%（女性87.1%、男性83.7%）と、8割以上の人々が支持しています。この2項目は、前回調査とほとんど変化はありませんでした。

また、「男女の平等や個性を生かすことを家庭で話し合うことが必要」と考える人も多く、家庭内での教育や家族のコミュニケーションを大事にしていることがうかがえます。

一方で、「男の子らしく、女の子らしく育てる」という考え方について、賛成派は6割を超えています。



資料：平成23年市民意識調査結果より作成

学校教育の中で力を入れることは、男女の区別なく能力や個性を生かすこと

男女共同参画社会づくりのために、学校教育で力を入れることは、「生活・進路指導に男女の区別なく能力や個性を生かせるよう配慮」と答えた人が、70.6%（女性73.2%、男性67.6%）で最も多く、「男女の平等と相互の理解や協力についての学習を充実する」が52.4%（女性53.9%、男性50.5%）で、2番目に支持されています。

(3) 職業と健康について

仕事についている女性は50%台、20歳代～50歳代は7割前後

「現在職業についている」と答えた人は、61.0%（女性55.4%、男性68.5%）でした。女性の就労率は、男性と比べて低くなっています。前回調査結果と比べると、全体で0.1ポイント増加し、ほとんど変化はありませんでした。

20歳代から50歳代の人を比較してみると、女性は7割前後、男性は9割以上が仕事をしており、就労率の差が大きくなります。

女性の就業形態は「パートタイム」が最も多い

女性の就業形態はパートタイムが38.0%で最も多く、次いで「正社員・正職員」が31.6%の順になっています。男性は「正社員・正職員」が59.2%で最も多く、「事業主」が21.5%で続いており、男女で就業形態に差があります。

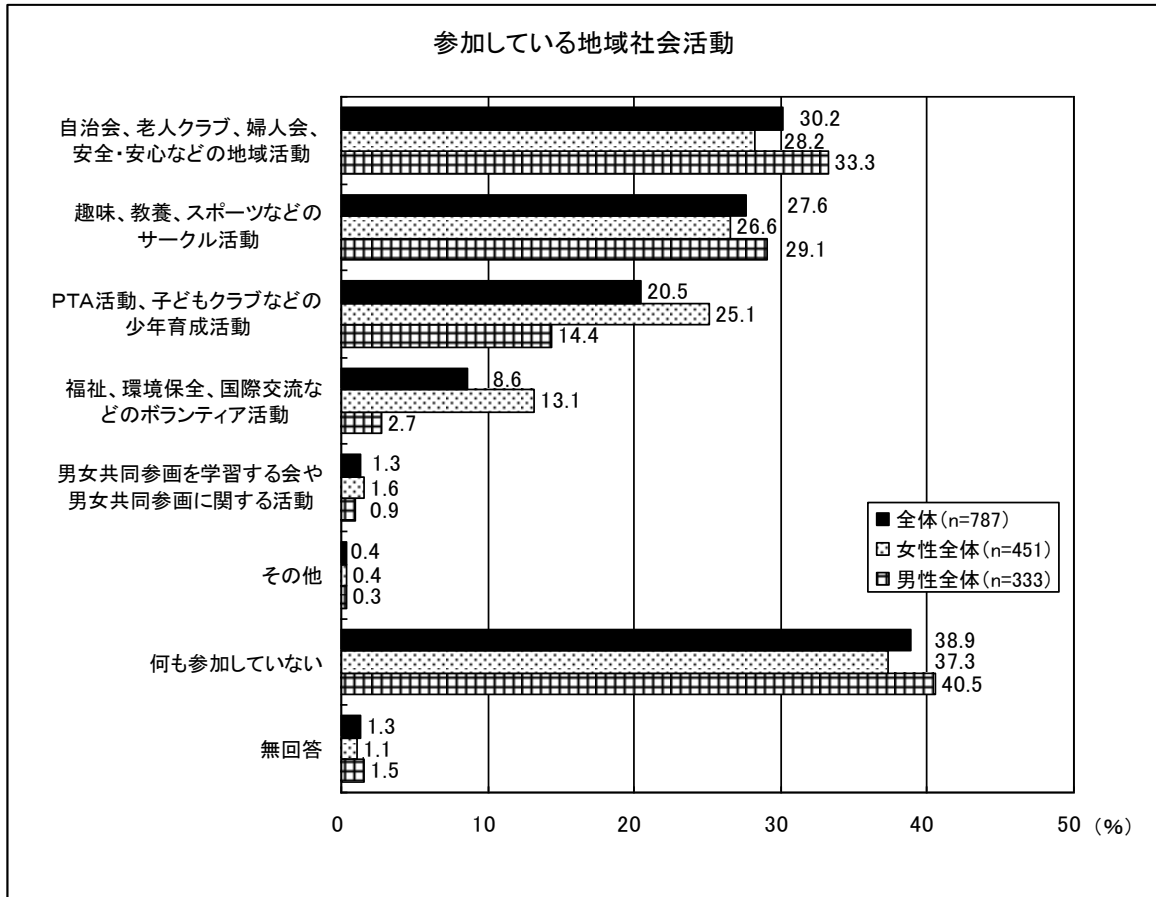
(4) 社会参加について

地域社会活動に参加していない人は約4割

地域社会活動に参加していない人は38.9%（女性37.3%、男性40.5%）となり、5年前の調査結果よりも8.6ポイント減少しました。

参加している活動内容は、「自治会、老人クラブ、婦人会、安全・安心などの地域活動」が30.2%（女性28.2%、男性33.3%）で最も多く、次に「趣味、教養、スポーツなどのサークル活動」が27.6%（女性26.6%、男性29.1%）で続いています。

地域活動に参加していない理由は、「あまり関心がないから」が31.4%（女性28.6%、男性34.1%）で最も多く、「仕事が忙しくて時間がない」が29.1%（女性26.8%、男性31.1%）で2番目に多くなっています。



資料：平成 23 年市民意識調査結果より作成

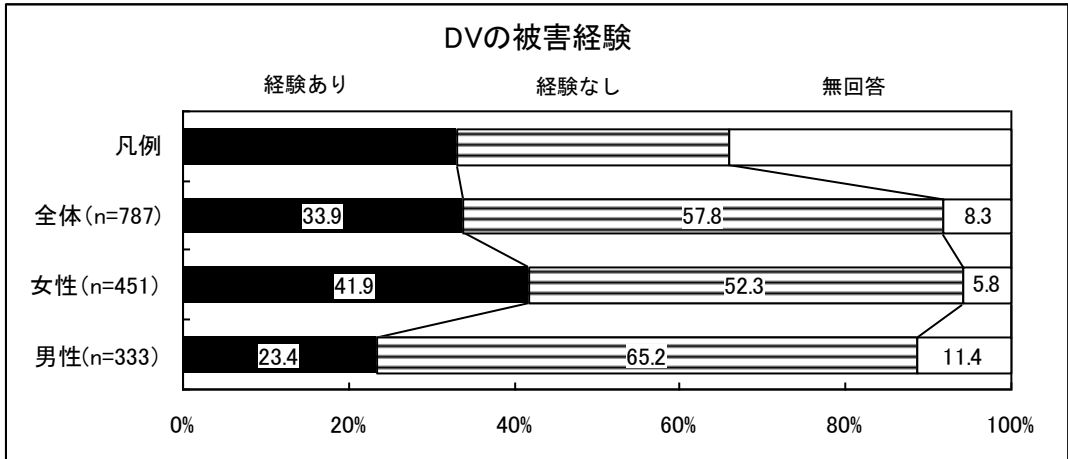
(5) 人権の尊重について

DV（配偶者や恋人間の暴力）の被害経験は増加

配偶者間や恋人間での暴力被害について、特に女性は身体的暴力や精神的な暴力など多様な暴力の被害経験があります。何らかの被害を受けた人の割合は、33.9%（女性41.9%、男性23.4%）になり、5年前の調査結果17.5%（女性25.4%、男性7.9%）から増加しています。

暴力の種類別に見ると、「大声でどなられたり、暴言を吐かれた」が25.2%（女性33.2%、男性14.4%）で最も多く、次に「何を言っても無視された」が13.7%（女性15.1%、男性12.0%）で続いています。

女性は「いやがっているのに性的な行為を強要された」（18.4%）、「医師の治療を必要としない程度の暴行を受けた」（12.0%）の被害も、男性に比べると目立っています。

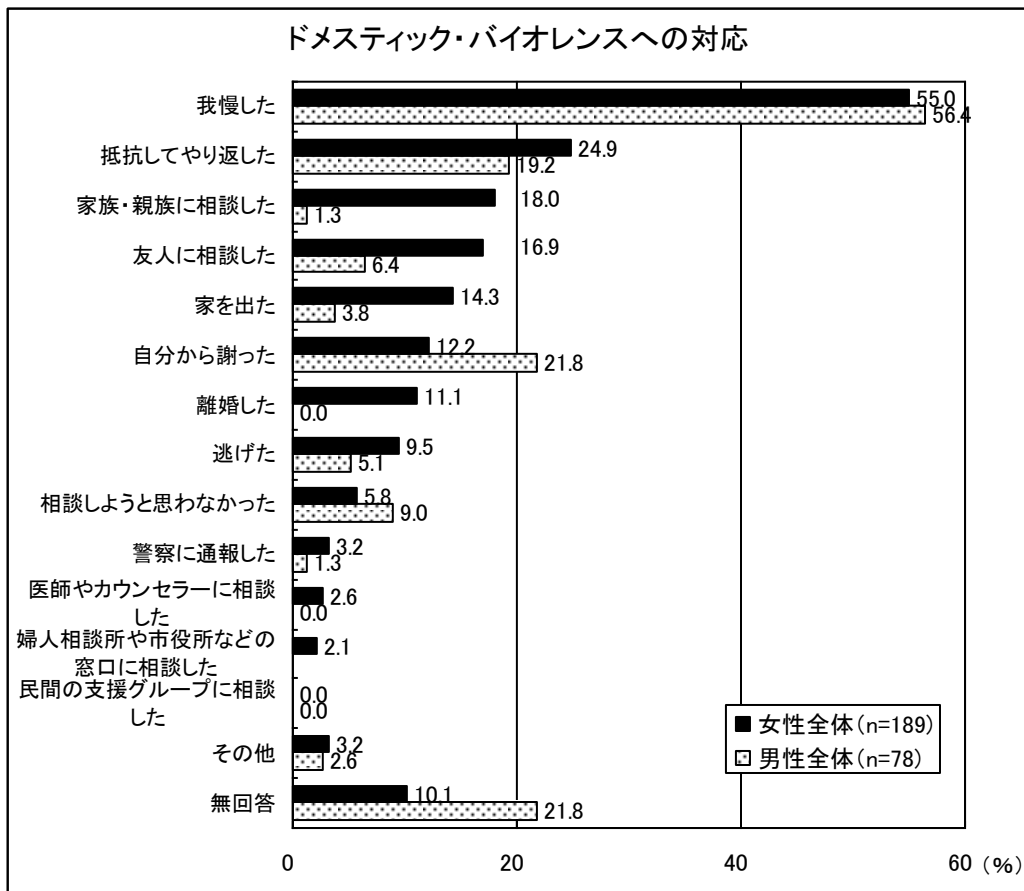


資料：平成 23 年市民意識調査より作成

配偶者や恋人から受けた行為に対し半数以上は「我慢」する

配偶者や恋人から受けた行為に対する行動を見ると、「我慢した」が55.4%（女性55.0%、男性56.4%）で最も多く、次に「抵抗してやり返した」が23.2%（女性24.9%、男性19.2%）で続いています。

女性は男性よりも友人や家族などに相談する傾向が強く、婦人相談所や市役所などに相談した人は2.1%でした。



資料：平成 23 年市民意識調査結果より作成

(6) 男女共同参画社会について

認知度が高い用語は「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」など

男女共同参画に関する用語は、法律の認知度が高まっています。

内容まで知っているのは、「男女雇用機会均等法」41.0%（女性39.0%、男性43.8%）、「育児・介護休業法」36.8%（女性41.2%、男性31.2%）、「DV防止法」23.4%（女性22.8%、男性24.3%）などが上位を占めています。

一方で、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（※1）」や「ポジティブ・アクション（※2）」などのカタカナ用語は、認知度が低いようです。

地位の平等感が高いのは「学校教育の場」「法律・制度」など

男女の地位が平等になっていると感じているかどうかを分野別で見ると、「学校教育の場」と答えた人が、65.9%（女性63.9%、男性69.1%）で最も高く、次に「法律や制度のうえで」が40.5%（女性35.0%、男性48.3%）で続いています。

しかし、全体的に男性の方が優遇されていると感じている分野が多結果になりました。特に割合が高いのは、「社会通念・慣習・しきたりなどで」77.3%（女性81.8%、男性71.5%）、「政治の場で」76.2%（女性82.3%、男性68.1%）などです。

前回の調査結果と比べると、全体的に男女の地位の平等感はあまり変化がありませんでした。

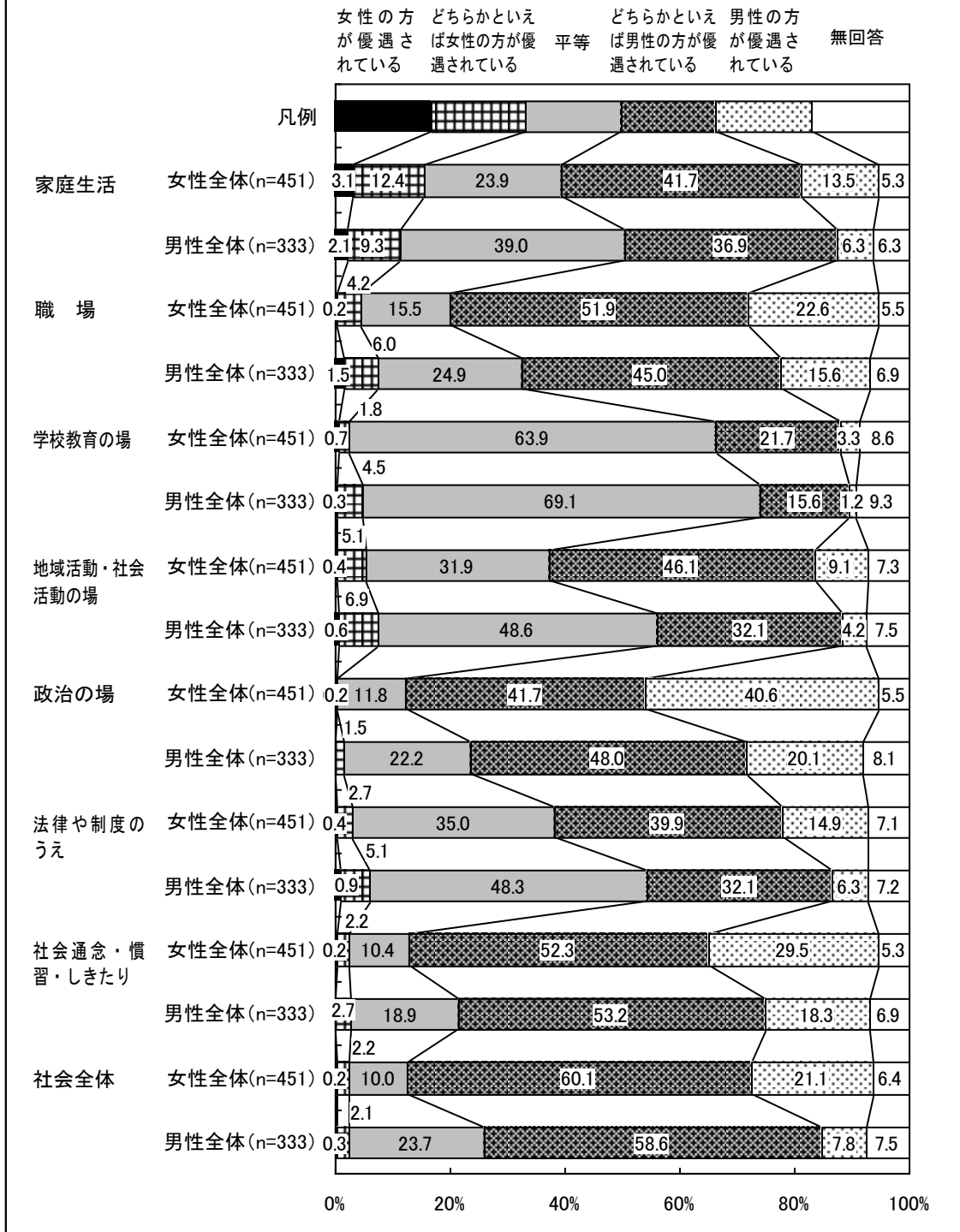
※1 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

誰もが自分の体のことについて自己決定を行い、健康を享受する権利をいいます。平成6年（1994年）にエジプトのカイロで開催された国連の「国際人口・開発会議」において提唱された考え方で、男女が共に持つ権利ですが、特に女性の重要な人権とされています。いつ何人子どもを産むか、産まないかを選ぶ自由、安全な妊娠・出産などが含まれています。

※2 ポジティブ・アクション（積極的改善措置）

社会的・構造的な差別によって不利益をこうむっている人々に対し、一定の範囲で特別な機会を提供することにより、実質的な機会均等を実現することを目的とした暫定的な措置をいいます。

男女の地位の平等感



資料：平成 23 年市民意識調査結果より作成

3 これまでの取組

鳥栖市は、平成15年度(2003年度)に「鳥栖市男女共同参画行動計画」を策定し、男女共同参画社会づくりを推進してきました。

計画は10年計画とし、平成19年度(2007年度)に見直しを行い、翌年からの後期行動計画を策定しました。市長を会長とする男女共同参画行政推進会議や、市民の委員等で構成された男女共同参画懇話会を設けて、計画に基づく総合的な施策の推進と評価、改善に努めています。

これまでの成果として、市の審議会や委員会等における女性参画の推進、子育てを支援するための保育事業の充実、配偶者間の暴力などに悩む女性の相談窓口を開設したほか、学校における男女平等教育の実施や生涯学習の充実、健康づくり、介護予防事業等を積極的に展開しました。

また、佐賀県や市民活動団体等と協働して、セミナーやフォーラムなどの啓発事業を実施しています。

4 計画の重点課題

(1) 男女の人権の尊重

男女共同参画社会を形成するためには、男女が個人として尊重され、性別を理由に差別を受けないことが基本になります。今後とも市が実施する施策においては、人権の尊重を重視します。

(2) 男女共同参画社会の理解の促進

男女共同参画の用語や取り組みの認知度は低く、考え方が十分理解されていません。さらに分かりやすく伝え、多くの人の協力を得られるよう取り組みを進めます。

(3) 女性や高齢者の社会参画による地域の活性化

少子高齢化の進行や生活形態が多様化する中で、女性や高齢者の能力を発揮する機会を創出することが、今後の社会の活性化につながります。

(4) 市民活動団体や事業所等との協働の推進

男女共同参画の考え方を地域や職場に浸透させるために、市民活動団体や事業所等と連携し、協力しながら進めていくことが必要です。

(5) 女性に対する暴力の根絶

男女間の暴力、特に女性に対する暴力は、人権を侵害する犯罪であり、絶対に許すことのできない行為です。男女共同参画社会の形成を根本から揺るがすもので、今後とも重点的に取り組む必要があります。

第3章 計画の内容

1 計画の体系

基本目標	主要施策	具体的施策
1.人権尊重に基づく男女共同参画の意識づくり	1.男女共同参画の理解を広める教育・学習の推進	1 男女共同参画を学ぶ機会の充実 2 保育・教育関係者の意識を高める 3 自立・職業意識を育む学習や指導の充実 4 男女共同参画意識を高める学習機会の充実 5 学習機会への参加を促進する環境づくり 6 多様な団体への学習機会の提供
	2.男女共同参画の視点に立った広報・啓発の充実	7 男女共同参画に関する広報 8 男女共同参画啓発事業の実施 9 男女共同参画に関する情報等の収集及び提供 10 あらゆる活動への男女共同参画の推進 11 市民の主体的活動の支援
	3.男女共同参画を推進する人材の育成	12 女性人材情報の収集と提供 13 人材育成事業の充実
2.男女が生き生きと働きともに支える社会づくり	1.政策・方針決定過程での男女共同参画の推進	14 市の審議会等への女性の参画促進
	2.男女が働きやすい労働環境の整備	15 女性の経済的地位の向上と環境の整備 16 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進
	3.仕事と生活の調和を図る環境の整備	17 多様な保育サービスの提供 18 子育て支援体制の充実 19 男性の育児への参加促進 20 男性の家事能力の向上と参加促進 21 女性の起業や再就職等の支援
3.男女が自立し安心して暮らせるまちづくり	1.個人の自立を支える環境整備	22 ひとり親家庭の自立支援の充実 23 高齢者の生活支援の充実 24 高齢者の自立と社会参加の支援 25 障害者の自立と社会参加の支援
	2.性と健康を尊重する環境整備	26 妊娠・出産・育児期における支援と相談の充実 27 性と生殖に関する健康と権利の啓発 28 性的少数者に対する理解の推進
	3.生涯を通じた健康づくりの推進	29 思春期における健康教育の充実 30 生涯を通じた心身の健康支援 31 介護予防の推進
4.配偶者等に対する暴力の根絶 【鳥栖市DV被害者支援基本計画】	1.DV被害を防止する啓発推進	32 DVやセクハラ等の防止に向けた意識啓発
	2.相談体制の充実	33 DV被害者支援に係わる相談体制の強化 34 女性(母子)に係わる相談機能の充実 35 二次被害を起こさないための支援体制の確立
	3.DV被害者の自立支援	36 DV被害者の自立に向けた支援の充実
	4.関係機関の連携・協力	37 あらゆる暴力の早期発見と防止対策 38 関係機関との連携の推進

	主要施策	具体的施策
■計画推進体制の整備	1.計画推進体制の充実	39 男女共同参画行政推進会議の充実 40 男女共同参画懇話会との連携 41 国・県や市民団体等との連携と協力
	2.計画の進行管理	42 計画の進捗管理 43 市民や事業所等の男女共同参画に関する意識調査等の実施
	3.モデル事業所としての市役所づくり	44 仕事と家庭の両立支援の充実 45 市職員における男女共同参画の理解の促進 46 女性職員の登用推進 47 職員の人材育成

2 施策の展開

基本目標 1	人権尊重に基づく男女共同参画の意識づくり
--------	----------------------

主要施策 1 男女共同参画の理解を広める教育・学習の推進

【現状と課題】

固定的な性別役割分担意識が社会に根強く残っており、男女共同参画社会の形成の妨げになっています。

男女共同参画の意識を形成するためには、幼児期からの教育が大切です。また、多くの人に男女共同参画をさらに正しく理解してもらうために、学習の機会を設けることが必要です。

【施策の方向性】

- 性別にかかわらず平等感や思いやりを育む学校教育の充実を図ります。
- 子どもの個性や能力を認め、生かしていく学校教育を推進します。
- 人権の尊重や男女共同参画への理解を広める学習の機会をつくります。

具体的施策	施策の内容	担当課
1 男女共同参画を学ぶ 機会の充実	教育の場において、性別にとらわれることなく、ひとりひとりの個性と能力を伸ばす男女平等教育を推進し、自立した豊かな人間性の実現に努めます。 ●人権教育、家事能力向上・家族の役割と責任の学習	学校教育課
2 保育・教育関係者の 意識を高める	教育関係者が男女共同参画の理念を理解し、意識を高めることができるよう話し合いや研修の機会の確保に努め、日常活動における固定的な性別役割分担を見直し改善を図り、教育の場における男女共同参画を推進します。 ●教職員の研修の実施 ●保育園・幼稚園における教育者の研修 ●生涯学習における教育者の研修 ●話し合いの場の確保	学校教育課 こども育成課 生涯学習課

具体的施策	施策の内容	担当課
3 自立・職業意識を育む学習や指導の充実	<p>性別にとらわれない職業観の形成と就業意識を育むための社会体験、職場体験活動を推進し、個性と能力に応じた進路を主体的に選択できるよう実体験を通じた学習を進め、指導の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●職場体験学習の充実 ●進路指導の充実 	学校教育課
4 男女共同参画意識を高める学習機会の充実	<p>男女共同参画の意識づくりのために、講演会や講座等の学習機会の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●出前講座・講演会の開催 ●男女共同参画の視点での講座・講演会等の開催 	市民協働推進課 生涯学習課
5 学習機会への参加を促進する環境づくり	<p>講座や講演会等の開催時間に配慮したり、保育の確保を行ったりするなど、だれもが参加しやすい環境づくりに努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●土日や夕刻等開催日時の配慮 ●託児の実施 	関係各課
6 多様な団体への学習機会の提供	<p>地域で活動している団体等へ男女共同参画に関する情報を積極的に提供するとともに、各種講演会等への参加を呼びかけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●自治会、PTA、協議会など各種団体等への情報提供、講演会等への参加呼びかけ 	関係各課

主要施策2 男女共同参画の視点に立った広報・啓発の充実

【現状と課題】

男女共同参画に関するセミナーやフォーラムを開催していますが、若い世代や男性の参加者が少ない状況です。

男女共同参画社会を形成するためには、男性の理解と協力が不可欠であるため、男性にとっての男女共同参画の利点を伝えることが必要です。

男女共同参画に対する認知度が低いため、継続して広報・啓発に努めるとともに、内容を分かりやすく伝えていく工夫が求められています。

【施策の方向性】

- だれもが参加しやすくなるように、広報・啓発に努めます。
- セミナーやフォーラムなどを開催し、参加者に啓発を行います。
- 男女共同参画に関する情報を収集し、提供します。

具体的施策	施策の内容	担当課
7 男女共同参画に関する広報	市報やホームページ等の広報媒体を活用し、男女共同参画に関する法令や催事等を積極的に広報します。 ●男女共同参画週間等における特集 ●男女共同参画関係法令の普及啓発・関連事業のPR ●各種啓発資料の作成・配布	市民協働推進課
8 男女共同参画啓発事業の実施	男女共同参画を推進するためのセミナーやフォーラム等を開催し、意識啓発を行います。 ●男女共同参画フォーラムの開催 ●セミナー・シンポジウムの開催	市民協働推進課
9 男女共同参画に関する情報等の収集及び提供	男女共同参画に関する様々なニーズに対応した情報を収集し、あらゆる機会を通じ積極的な提供に努めます。 ●意識調査等の結果の公表 ●図書館における男女共同参画コーナーの設置 ●人権・男女共同参画等に関する情報の提供	市民協働推進課 文化芸術振興課 生涯学習課

具体的施策	施策の内容	担当課
10 あらゆる活動への男女共同参画の推進	<p>地域における様々な活動の情報を提供することで、地域活動への関心や参加意欲を高め、地域の一員として主体的にかかわれるよう男女共同参画を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●地域活動への参加促進 ●市民活動団体の情報提供 ●市民活動センターへの支援 	市民協働推進課
11 市民の主体的活動の支援	<p>男女共同参画を推進する活動を行なっている各種市民団体等が自主的に企画・実施する講座や講演会の開催や調査研究活動、各団体の交流を支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市民活動グループの支援 ●ネットワーク会議の開催 	市民協働推進課

主要施策3 男女共同参画を推進する人材の育成

【現状と課題】

市は男女共同参画を推進する市民団体と協働して男女共同参画に関する催しを開いていますが、新たな人材の発掘や推進団体の形成には至っていません。

今のところ、男女共同参画を推進するための人材育成の機会が、ほとんどない状況にあるため、男女共同参画を市内に広める個人や団体の育成が必要です。

【施策の方向性】

- 男女共同参画に理解のある人材情報を収集し、登録・活用します。
- 地域における男女共同参画の理解を推進する人材を育成します。
- 男女共同参画を推進する人材にさまざまな情報を提供するとともに、他市町の団体等との交流を進めます。

具体的施策	施策の内容	担当課
12 女性人材情報の収集と提供	幅広く女性の人材情報の収集と整備に努め、審議会等へ推薦できる人材情報の充実を図り、積極的な情報提供を行います。 ●女性人材リストの充実	市民協働推進課
13 人材育成事業の充実	男女共同参画や市の仕組み等を理解し、市政に参画しようとする人々、特に女性のための学習機会を提供します。 ●総合計画策定・実施に関する市民参加型ワークショップの開催 ●男女共同参画に関する人材育成セミナーの開催	総合政策課 市民協働推進課

基本目標 2	男女が生き生きと働きともに支える社会づくり
--------	-----------------------

主要施策 1 政策・方針決定過程での男女共同参画の推進

【現状と課題】

鳥栖市における審議会や委員会等の女性の登用率は、平成 23 年度末で 34.2%と 3割を超えています。

市では平成 15 年度から女性人材リスト登録を開始し、これまで審議会や委員会等における女性の人材活用を図ってきましたが、同リストの登録者数や活用は伸びていないのが現状です。

社会のあらゆる分野における男女共同参画の意識を広めるためには、今後とも、政策・方針決定の場に意欲的に参画する女性人材の育成と活用が必要です。

【施策の方向性】

- 市における各種審議会や委員会等への女性の参画を促進します。
- さまざまな分野で女性の参画が増えるように、人材情報の提供や啓発に取り組みます。

具体的施策	施策の内容	担当課
14 市の審議会等への女性の参画促進	審議会等委員への女性の登用率を高めるために、積極的に女性の登用促進を図ります。 ●審議会等委員への女性参画推進 ●市の審議会等への女性参画促進のための指針等の周知 ●審議会等委員の改選期における女性登用についての事前協議 ●市の審議会等への女性の登用状況調査 ●登用状況調査結果の公表	関係各課 総務課 市民協働推進課

主要施策2 男女が働きやすい労働環境の整備

【現状と課題】

女性は結婚や出産等の際に辞めさせられたり、補佐的な仕事が多く経験が少ないために、男性と働き方に差がついたりすることがあります。

また、育児休業や介護休業等の制度は整っていても、休暇を取得する男性は、依然として少ない状況であり、性別を問わず個人の意思を尊重した働き方ができる職場環境をつくる必要があります。

【施策の方向性】

- 育児休業や介護休業等の制度を周知します。
- 働きやすい職場づくりに関する広報・啓発を行います。
- 働きやすい労働環境の先進事例を紹介し、事業所等に奨励します。

具体的施策	施策の内容	担当課
15 女性の経済的地位の向上と環境の整備	<p>農業・自営業等に従事する女性の役割や仕事への適正な評価、労働条件の改善等への啓発を行い、女性の経済的地位向上を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●関係機関と協力した自営業者等への啓発 ●家族経営協定の推進 ●関係機関と協力した農業者への啓発 	<p>商工振興課 農林課 農業委員会</p>
16 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス（※））の推進	<p>結婚・育児・介護等で仕事を失わないように、男女がともに仕事と家庭を担いあい、仕事や家庭、地域において調和のとれた活動ができる考え方について事業所や経営者への啓発に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●市内企業等への啓発や意見交換 ●労働に関する法制度やワーク・ライフ・バランスの啓発 ●仕事と家庭等のバランスに配慮する事業所の事例紹介 	<p>商工振興課 市民協働推進課</p>

※仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

仕事や仕事以外の活動において、自分が希望するバランスで実現できる状態。
また、仕事と私生活の健康的なバランスをとることで、個人の能力を最大限に発揮しようとする考え方です。

主要施策3 仕事と生活の調和を図る環境の整備

【現状と課題】

男性は仕事優先の生活を送り、家事や地域活動などでの男女の役割にかたよりが有ります。最近では家事をする男性も増えていますが、いまだに食事や育児、介護などは女性の仕事とされることが多いようです。

そのため、家庭と仕事の両立が困難になっており、小さい子どもを抱えた女性は再就職が難しく、就業形態はパートタイムが多くなっています。

また、出産や育児、介護などの事情で、時間的に制約のある人が増えてきているため、女性と男性が協力して仕事と生活のバランスを見直すことができるように、支援することが求められています。

【施策の方向性】

- 仕事と家庭生活等の両立のため、保育サービスの充実を図ります。
- 男性の子育てや介護等への参加を促進します。
- だれもが自分の能力を生かし、働き続けられる環境を整備します。
- 子育てなどで仕事を中断した女性に対し、起業や再就業支援の機会をつくります。

具体的施策	施策の内容	担当課
17 多様な保育サービスの提供	多様化した保育ニーズに的確に対応し、仕事と生活の両立を支えるために、様々な保育サービスを提供します。 ●特別保育事業の充実 ●放課後児童クラブ（なかよし会）の施設の充実、利便性の向上	こども育成課 生涯学習課
18 子育て支援体制の充実	子育ての不安を解消するために、子育てに関する情報を提供し、相談体制の充実と子育てサークルの育成支援を図ります。また、仕事と育児・家事の両立が容易となるよう地域の相互援助活動や地域住民と児童の交流の場所づくりを推進します。 ●子育て支援総合コーディネート事業の推進 ●ファミリー・サポート・センター事業の推進 ●子どもの居場所づくり事業の実施 ●放課後子ども教室の開催	こども育成課 生涯学習課 市民協働推進課

具体的施策	施策の内容	担当課
19 男性の育児への参加促進	<p>男性の育児への関心と意識を高めるために、男性が参加しやすい環境づくりに配慮し、育児への積極的な参加を促進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●子どもクラブ活動等への参加促進 ●父親向けの育児講座の開催 ●ママパパ教室等の開催 ●父子手帳の配布 ●授業参観等への参加促進 ●教職員の家事参加の促進 ●PTA（父親委員会）活動への参加促進 	<p>生涯学習課 こども育成課 健康増進課 学校教育課</p>
20 男性の家事能力の向上と参加促進	<p>男性の家事に対する意識と能力を向上するための各種教室を開催し、家事参加を促進するとともに、食の自立を図るために、食に関する知識の向上を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●男の料理教室の開催、自主活動の支援 ●食育の推進 ●男性の家事参加を促す講座の開催 ●家事チェックシートの活用による啓発 	<p>健康増進課 市民協働推進課</p>
21 女性の起業や再就職等の支援	<p>国や県と連携して起業や再就職を目指す女性に対し、各種情報や学習機会を提供し支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●起業に関する情報提供 ●就職に関する情報提供 ●再就職セミナーの開催 	<p>商工振興課 市民協働推進課</p>

主要施策 1 個人の自立を支える環境整備

【現状と課題】

鳥栖市においても少子高齢化や核家族化は年々進み、市民の生活形態が多様化しています。

市民意識調査で生活の満足度を尋ねたところ、個人としては7割強の人が「満足している」「どちらかといえば満足している」と答えています。それぞれの立場による満足度の割合を見ると、親としては6割台、夫婦としては5割台の人が「満足している」「どちらかといえば満足している」と答えており、家庭の状態や立場によって、意識に差が出るのが分かりました。

また、障害を持った人やその家族、単身高齢者などへの経済的、生活的自立に向けた支援も求められており、そうした個人の生活形態や健康状態などの多様化に応じて、だれもが自分らしく安心して暮らすために、サービスや情報の提供、相談など支援の充実が必要です。

【施策の方向性】

- ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援します。
- 高齢者が健康で充実した生活を送るための支援を行います。
- 高齢者や障害者の社会参加や生きがいづくりを進めます。

具体的施策	施策の内容	担当課
22 ひとり親家庭の自立支援の充実	ひとり親家庭の生活の安定に必要な支援を継続するとともに相談体制の充実を図ります。 ●ひとり親家庭への経済的支援 ●ひとり親家庭への自立支援	こども育成課
23 高齢者の生活支援の充実	高齢者が心身ともに健康で充実した生活を送れるように、在宅での生活を支援するための各種サービスの利用を促進します。 ●各種在宅サービスの提供 ●地域における在宅高齢者の支援	社会福祉課

具体的施策	施策の内容	担当課
24 高齢者の自立と社会参加の支援	<p>働くことへの意欲や趣味や社会活動などの生きがいを持ち、高齢者が社会の一員であり続けることの大切さを発信します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●シルバー人材センター事業の支援・拡充 ●食や運動に関する教室の開催 ●高齢者教室の開催 	社会福祉課 健康増進課 市民協働推進課
25 障害者の自立と社会参加の支援	<p>障害のある人が自立して生活し、創作活動や生産活動などへの社会参加を進めるために、生活支援や相談等を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●障害のある人の社会参加の促進 ●障害のある人の自立支援 ●障害のある人やその家族等の相談と援助 	社会福祉課

主要施策2 性と健康を尊重する環境整備

【現状と課題】

市民意識調査で、女性の体を保護するために男女ともに知っておいたほうが良いことを尋ねたところ、「妊娠・出産」や「更年期障害・婦人科疾患」の2項目は、約7割で高い割合の回答でした。

また、男性の4人に1人が、仕事の責任や家族を養うことを「つらい」と感じることもあると答え、悩みや精神的なストレスを抱えていることが伺えます。

性の違いや生涯にわたる健康維持についての理解を深め、家庭や社会で個人がお互いを尊重し大切にできる環境を整える必要があります。

【施策の方向性】

- 妊娠・出産・育児期における支援や相談を充実させます。
- 性と生殖に関する健康と権利について啓発を行います。

具体的施策	施策の内容	担当課
26 妊娠・出産・育児期における支援と相談の充実	母親と乳幼児等の健康を維持するため、妊娠・出産・育児に関する保健指導を行うとともに、母親の心の健康を支援します。 ●母子保健事業の推進	健康増進課
27 性と生殖に関する健康と権利の啓発	女性が自分自身と相手を大切にし、自己決定できる権利についての意識の浸透を図るとともに、若い世代に対する母体保護に必要な知識の普及・啓発を図ります。 ●性感染症予防等の啓発 ●女性が自らの身体について自己決定を行い、健康を享受する権利の啓発	健康増進課 市民協働推進課
28 性的少数者（※）に対する理解の推進	性的少数者に対する理解が進むよう啓発に努めます。 ●市報や講演会などによる性的少数者の啓発	市民協働推進課

※性的少数者

先天的に身体上の性別が不明瞭な性分化疾患の人、身体上の性別と心の性が異なる性同一性障害の人、ならびに、性愛の意識が同性や両性に向かう同性愛者や両性愛者などをいいます。

主要施策3 生涯を通じた健康づくりの推進

【現状と課題】

家族の介護は女性が担うことが多く、仕事や生活上の負担になっていますが、男性も介護のために離職や休職しなければならない場合もあります。

生涯を通じて健康で生活したいと、だれもが願っています。特に高齢化の進行により、高齢者だけの世帯も増える中で、自分らしく生きるためにも、健康づくりや病気の予防が重要になっています。

【施策の方向性】

- 年齢に応じた運動や食事などの健康づくりを支援します。
- 病気の予防や健康づくりについての広報・啓発を実施します。
- 介護・福祉サービスによる要介護者等や家族の支援を行います。

具体的施策	施策の内容	担当課
29 思春期における健康教育の充実	青少年が発達段階における心身の変化などに応じた性や健康に関する正しい知識を持つことができるよう普及と啓発を図ります。 ●教育教材等の貸出及び食と健康に関する啓発 ●学校における性教育を含めた健康教育の実施	健康増進課 学校教育課
30 生涯を通じた心身の健康支援	男女の性の違いにより異なる健康上の問題に対する予防情報を提供し、健康保持や体力向上のためのスポーツやレクリエーション活動の機会を提供します。 ●乳がんや子宮がん等の各種検診・予防 ●健康マイレージ制度による健康づくりの推進 ●更年期等に関する情報提供及び相談 ●スポーツ教室や健康づくり教室等の開催	健康増進課 スポーツ振興課
31 介護予防の推進	高齢者が心身ともに健康で充実した生活を送れるように、健康維持対策に努めます。 ●介護予防教室の開催	社会福祉課 健康増進課

【鳥栖市DV被害者支援基本計画】

■ 計画策定の趣旨

配偶者やパートナーからの暴力は、犯罪となり得る行為で、重大な人権侵害です。被害者は多くの場合女性であり、配偶者やパートナーが暴力をふるうことは、個人の尊厳をなくし、男女平等を実現する大きな妨げになっています。

こうした状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るために、国では平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「DV防止法」という。）を制定しました。さらに、平成20年1月にDV防止法が一部改正され、市町村においても、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を策定することが、努力義務になりました。

本市においても、DVの防止とDV被害者の支援を推進するために「鳥栖市DV被害者支援基本計画」を策定し、この計画に基づき総合的かつ計画的に施策の充実を図ります。

■ 用語の定義

この計画において、DVとはDV防止法が対象とする「配偶者（元配偶者を含む）からの暴力」をいいます。配偶者には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある人を含みます。また、DVを受けた人を「DV被害者」といいます。

■ 計画の性格

この計画は、DV防止法第2条の3第3項の規定に基づく本市の基本的な計画であり、「第2次鳥栖市男女共同参画行動計画」と一体的に策定します。

■ 計画の期間

この計画の期間は、「第2次鳥栖市男女共同参画行動計画」と同様に、平成25年度（2013年度）から平成34年度（2022年度）までの10年間とし、計画は5年ごとに見直します。

また、社会経済情勢の変化や国・県の制度の変更などを考慮し、必要に応じて内容の見直しを行います。

主要施策1 DV被害を防止する啓発推進

【現状と課題】

DVは暴力を手段にして、配偶者などを支配しようとする行為であり、その背景にはそれを容認する性差別意識が存在します。

DVの被害者は、誰にも相談せずに被害を我慢し、犯罪行為が潜在化してしまうことがあります。被害は、交際中の若いパートナー間にも起こっており、若年層からの意識啓発が必要です。

市民や職員に対して、男女の人権尊重やDVの正しい理解、相談情報等の広報や啓発を継続して行うことが大切です。

【施策の方向性】

- DVやセクシュアル・ハラスメント等の暴力は、人権を侵害する犯罪行為であるという理解を広めるため、市民及び職員への意識啓発を行います。
- DV等に関する相談窓口の情報を、市民に対して提供します。
- 若いパートナー間に発生しているデートDVの防止対策を啓発します。

具体的施策	施策の内容	担当課
32 DV やセクハラ等の防止に向けた意識啓発	家庭や地域、職場などにおけるDVやセクハラ等の性差別意識によるあらゆる暴力を防止するための意識啓発を行います。 ●DV防止法やセクハラ防止規程等の周知 ●DVの未然防止のためのセミナーや講演会等の開催 ●女性に対する暴力をなくす運動週間期間における啓発 ●DV防止に関する特設図書コーナーの設置	市民協働推進課 文化芸術振興課

主要施策2 相談体制の充実

【現状と課題】

DVの被害者支援のための相談窓口を市役所内に設置し、相談体制の充実を図ることが大切です。

相談の秘密は厳守し、被害者の信頼を損ねたり、被害者が危険にさらされたりしないように徹底しなければなりません。また、被害者本人だけでなく、その子どもがDVの被害者になる場合があるため、相談の際に配慮しなければなりません。

被害者の保護、自立支援など、円滑で切れ目のない支援を行うため、関係部局や関係機関が連携する必要があります。

【施策の方向性】

- 庁舎内に専門的な相談窓口を設置し、庁内が一体となった協力・支援を進めます。
- 被害者の負担を軽減し、被害者が1箇所が必要な申請手続き等を行うことができるよう、ワンストップサービスの充実を図ります。

具体的施策	施策の内容	担当課
33 DV被害者支援に係わる相談体制の強化	関係課が共通認識を持ち、迅速で適切な対応に向けて連携を強化し、被害者の個人情報保護にも配慮しつつ、被害者救済の第一歩である相談窓口の利便性を高めます。 ●相談窓口の周知 ●庁内相談担当者間の連携強化 ●被害者の安全と安心の確保 ●相談のワンストップ化の推進 ●被害者の特性に応じた相談体制の確立 ●学校におけるスクールカウンセラーの配置及び相談	市民協働推進課 国保年金課 税務課 社会福祉課 こども育成課 健康増進課 学校教育課 市民課 建設課
34 女性（母子）に係わる相談機能の充実	複雑多様化する女性の相談に対応するため、専門相談員及び担当職員による相談機能の充実を図ります。 ●相談員や担当職員の研修等への積極的参加 ●女性相談員の設置と相談	市民協働推進課 こども育成課
35 二次被害を起こさないための支援体制の確立	相談を受ける職員の対応による被害を起こさないために、支援のあり方を話し合い、徹底します。 ●DV被害者支援マニュアルの作成	市民協働推進課 こども育成課

主要施策3 DV被害者の自立支援

【現状と課題】

DV被害者は、置かれている環境によって必要な支援が異なります。

DVが日常化すると、被害者は自分を責めたり、逃げる気力も失ったりすることがあり、そのため、通常の相談とは異なる対応が求められます。

相談を受ける職員は被害者の状況と希望を聞き取り、適切な支援を行う必要があります。また、ふだんから被害者支援を行う機関や団体とつながりを持ち、被害者の希望する支援を円滑に行うことが重要です。

【施策の方向性】

- DVの特性や被害者の立場を十分に理解した上での対応が徹底されるよう、窓口担当者等に対する定期的な研修を実施します。
- 関係する部署が情報を共有し、それぞれができる支援を話し合い実行します。

具体的施策	施策の内容	担当課
36 DV被害者の自立に向けた支援の充実	関係課が連携を保ちながら被害者を見守り、必要に応じて自立に向けた支援を行います。 ●庁内関係課会議における被害者支援の検討 ●就業支援や法的支援など必要に応じた情報提供 ●市営住宅への優先入居等の被害者支援	市民協働推進課 国保年金課 税務課 社会福祉課 こども育成課 健康増進課 学校教育課 市民課 建設課

主要施策4 関係機関の連携・協力

【現状と課題】

被害者支援は、一つの機関だけで対応することは困難であり、関係機関がそれぞれの役割を果たしつつ、連携を強化していかなければなりません。

それぞれの関係機関の役割を明確にし、被害者支援の重要性についての認識を共有し、様々な形での連携について整備を図る必要があります。

【施策の方向性】

- 関係機関の相談窓口の連携を強化するとともに、相談者の立場に立った受入体制を整えます。
- 県や他市町との情報の共有、連携の強化を図ります。

具体的施策	施策の内容	担当課
37 あらゆる暴力の早期発見と防止対策	DVや児童虐待などあらゆる暴力の早期発見に努めるとともに、犯罪が起こりにくい地域づくりを進めます。 ●市民相談における早期発見 ●要保護児童等対策地域協議会の開催 ●園児・児童・生徒犯罪防止連絡会議の開催 ●各種相談・健診での早期発見	市民協働推進課 こども育成課 健康増進課 学校教育課
38 関係機関との連携の推進	DV被害者の支援を円滑に進めるため、県や警察署、他市町などと連携し、支援体制を充実します。 ●DV支援機関連携会議への出席 ●保健福祉事務所で開催されるケース会議等への出席	市民協働推進課 こども育成課

3 計画推進体制の整備

(1) 計画推進体制

- 男女共同参画行政推進会議の設置

市長を会長とする庁内の意思決定機関として男女共同参画行政推進会議を設置し、男女共同参画社会の形成に向けた施策を総合的に推進します。

- 男女共同参画懇話会の設置

男女共同参画を進める外部組織として、市民の代表者等で構成する懇話会を設置し、男女共同参画に関する施策の進捗状況や評価等について、市民の視点で述べられた意見や提言を計画に反映します。

- 国・県や市民活動団体等との連携と啓発事業の展開

国・県や市民活動団体等と連携し、さまざまな啓発事業を展開します。

具体的施策	施策の内容	担当課
39 男女共同参画行政推進会議の充実	男女共同参画社会づくりに関する諸施策を総合的、効果的に推進するため、庁内組織である「男女共同参画行政推進会議」を開催し、計画に基づいた事業の進捗状況の把握を行うなど、計画の総合的な推進を図ります。 ●男女共同参画行政推進会議の開催	市民協働推進課
40 男女共同参画懇話会との連携	男女共同参画社会の実現に向け、学識経験者など市民で組織する「男女共同参画懇話会」における意見等を活かし、計画の推進を図ります。 また、市が行う事業について、評価や提言を実施してもらい、事業の改善につなげます。 ●男女共同参画懇話会の開催	市民協働推進課
41 国・県や市民団体等との連携と協力	国や県、市民団体等と連携し、男女共同参画が広まるように連携会議に出席し、啓発事業を協力して実施します。 ●国や県、市民団体等との情報交換	市民協働推進課

(2) 計画の進行管理

- ・実施計画の策定と計画の推進状況の評価

行動計画に定めた具体的な施策を推進するために、実施計画を策定し、男女共同参画行政推進会議及び男女共同参画懇話会において、計画の推進状況の報告と評価を行います。また、評価結果をもとに、施策の見直しや改善に取り組みます。

- ・調査・研究の実施

男女共同参画に関する資料の収集や調査を行い、計画の策定や施策の改善に取り組みます。

具体的施策	施策の内容	担当課
4.2 計画の進捗管理	行動計画を推進するための実施計画を策定し、計画の進捗状況を管理します。 ●実施計画書の策定、推進状況の報告・評価	市民協働推進課
4.3 市民や事業所等の男女共同参画に関する意識調査等の実施	市民の男女共同参画に関する意識調査や実態調査を行い、行動計画や施策の基礎資料にします。 ●市民意識調査、市職員意識調査等の実施 ●事業所実態調査の実施	市民協働推進課 商工振興課

(3) モデル事業所としての市役所づくり

- ・他の事業所のモデルになるように、市役所内の男女共同参画を進めます。

具体的施策	施策の内容	担当課
4.4 仕事と家庭の両立支援の充実	鳥栖市特定事業主行動計画に基づき、男女ともに仕事と家庭生活が両立しやすい職場環境を推進します。 ●男性職員の育児休業、出産補助休暇等の取得の周知 ●職員のノー残業デーの推進 ●育児短時間勤務制度の活用 ●男女共同参画推進デーの徹底	総務課 市民協働推進課

具体的施策	施策の内容	担当課
45 市職員における男女 共同参画の理解の促 進	<p>職員研修などの機会をとらえて、市職員が男女共同参画への理解を深め、男女共同参画の視点で施策を展開するよう啓発を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画に関わるテーマを設定した職員研修の実施 ●男女共同参画推進のためのガイドブックの充実 ●男女共同参画推進デーを利用した理解の促進 	<p>総務課 市民協働推進課</p>
46 女性職員の登用推進	<p>女性職員の管理職への登用に努めるとともに、男女の区別なく個人の能力に応じて人員配置を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●女性職員の管理職への登用 	<p>総務課</p>
47 職員の人材育成	<p>職員が能力を高め十分に発揮できるようにするために、性別にかかわらず政策立案等の能力開発研修への参加を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●職員の能力開発研修への参加促進 	<p>関係各課 総務課</p>

成果指標及び数値目標（案）

成果指標	現状（H23）	目標（H29）
社会全体の中で男女の地位が平等になっていると感じている人の割合	15.8%	増加させる
「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感しない人の割合	33.0%	増加させる
家庭において男女の地位が平等になっていると感じる人の割合	30.4%	増加させる
男性と女性が同程度家事を分担している割合	8.0%	増加させる
「男女雇用機会均等法」の内容を知っている人の割合	41.0%	増加させる
職場において男女の地位が平等になっていると感じる人の割合	19.6%	増加させる
地域・社会活動など、何も参加していない人の割合	38.9%	減少させる
DVの被害経験のある人の割合	33.9%	減少させる

数値目標	現状（H23）	目標（H29）
男女共同参画に関する講座等の数	6	20
男女共同参画に関する講座等の参加者数	397人	1,000人
ファミリー・サポート・センターの利用件数	1,972件	2,000件
特定健康診査の受診率	35.5%	60%
シルバー人材センターの登録者数	451人	460人
女性のいない審議会等の数	7	0
市の審議会・委員会等の女性委員の割合	34.2%	40%
女性人材リストの登録者数	25人	45人

第2次鳥栖市男女共同参画行動計画及び鳥栖市DV被害者支援基本計画
実施計画（平成25年度～平成29年度）（案）

基本目標1 人権尊重に基づく男女共同参画の意識づくり

主要施策1 男女共同参画の理解を広める教育・学習の推進

施策 番号	事業 番号	事業名称／事業内容	担当課
1	1	●人権教育、家事能力向上・家族の役割と責任の学習 ・道徳や技術・家庭科などの授業を通し、人権教育や家事のワークシェアリングの学習の充実を図る。	学校教育課
2	2	●教職員の研修の実施／話し合いの場の確保 ・セクシャル・ハラスメントの相談体制を整備する。 ・セクシャル・ハラスメント防止研修会を実施する。 ・男女共同参画に関する校内研修を実施する。	学校教育課
2	3	●保育園・幼稚園等における教育者の研修／話し合いの場の確保 ・男女共同参画の意識を高める話し合いの場を設定する。 ・男女共同参画に関する研修を実施する。	こども育成課
2	4	●生涯学習における教育者の研修 ・男女共同参画等に関する講演会等に参加を促す。	生涯学習課
3	5	●職場体験学習の充実／進路指導の充実 ・自分の個性と能力に応じた進路を自分の意思で選択できるよう、職場体験学習の充実を図る。 ・性別にとらわれない個人の能力適性を重視した進路指導を行う。	学校教育課
4	6	●出前講座・講演会の開催 ・男女共同参画に関する講演会や出前講座を開催する。 ・男女共同参画に関する出前講座のメニューを増やす。	市民協働推進課
4	7	●男女共同参画の視点での講座・講演会等の開催 ・地区まちづくり推進センターや文化会館で実施している人権の学習会や講演会に、男女共同参画の視点を盛り込む。	生涯学習課
5	8	●土日や夕刻等開催日時の配慮／託児の実施 ・講演会や各種講座に、子育てや介護をしている人、働いている人も参加しやすいように、開催時間等について配慮する。 ・講演会や各種講座での託児を実施する。	関係各課

施策番号	事業番号	事業名称／事業内容	担当課
6	9	<p>●自治会、PTA、協議会など各種団体等への情報提供、講演会等への参加呼びかけ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画関係のパンフレットやチラシ等を配布する。 ・男女共同参画関連の講演会や研修会等への参加を呼びかける。 	関係各課

基本目標 1 人権尊重に基づく男女共同参画の意識づくり

主要施策 2 男女共同参画の視点に立った広報・啓発の充実

施策番号	事業番号	事業名称／事業内容	担当課
7	10	<p>●男女共同参画週間等における特集／男女共同参画関係法令の普及啓発・関連事業のPR／各種啓発資料の作成・配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関するホームページを充実する。 ・鳥栖市報による広報・啓発を行う。 ・男女共同参画週間（6/2～6/29）について市報等による周知・啓発を行う。 ・人権擁護委員による啓発活動を行う。 	市民協働推進課
8	11	<p>●男女共同参画フォーラムの開催／セミナー・シンポジウムの開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画フォーラムを開催する。 ・男女共同参画に関するセミナーやシンポジウムを開催する。 	市民協働推進課
9	12	<p>●意識調査等の結果の公表／人権・男女共同参画等に関する情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画情報紙を通じ、男女共同参画に関する調査研究次項等の結果や男女共同参画に関する国内外の情報を提供する。 	市民協働推進課
9	13	<p>●図書館における男女共同参画コーナーの設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・図書資料の選書において、男女共同参画に関するものを年次的に追加し、コーナーの充実に努める。 	文化芸術振興課
9	14	<p>●人権・男女共同参画等に関する情報の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり推進センターや勤労青少年ホームに、男女共同参画に関する資料や図書を置き活用を図る。 	生涯学習課

施策番号	事業番号	事業名称／事業内容	担当課
10	15	<p>●地域活動への参加促進／市民活動団体の情報提供／市民活動センターへの支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・夢プラン事業により新たな地域活動を創出し、事業実施における各種活動への市民参加を促進する。 ・市民活動センターの情報収集・発信機能を充実し、中間支援組織としてのスキルアップを図るための支援を行う。 	市民協働推進課
11	16	<p>●市民活動グループの支援／ネットワーク会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画に関する活動に対して、情報や資料等を提供する。 ・団体が開催する事業などを後援し、行政ができる広報や場所の提供など自主的な取組みへの支援を行う。 ・男女共同参画フォーラム等への各種団体の参加を促し、団体間の協力体制を構築する。 ・男女共同参画情報紙やホームページなどで各種団体等の活動を紹介する。 	市民協働推進課

基本目標 1 人権尊重に基づく男女共同参画の意識づくり

主要施策 3 男女共同参画を推進する人材の育成

施策番号	事業番号	事業名称／事業内容	担当課
12	17	<p>●女性人材リストの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市報やホームページなど、あらゆる機会を通し審議会等へ推薦するための女性人材の発掘に努め、人材情報の充実を図る。 ・審議会等委員のための人材リストを整備し、委員登用時の参考資料として提供する。 	市民協働推進課
13	18	<p>●総合計画策定・実施に関する市民参加型ワークショップの開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市の基本方針である鳥栖市総合計画の策定及び実施過程に、市民参加型のワークショップを開催し、市民の参加促進を図る。 	総合政策課
13	19	<p>●男女共同参画に関する人材育成セミナーの開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性の政治意識を高める講座や男女共同参画の視点で社会情勢に応じた課題等についての学習講座を開催する。 	市民協働推進課

基本目標2 男女が生き生きと働きともに支える社会づくり

主要施策1 政策・方針決定過程での男女共同参画の推進

施策番号	事業番号	事業名称／事業内容	担当課
14	20	<p>●審議会等委員への女性参画促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審議会委員等の設置、選任等の際には、鳥栖市附属機関等の設置、委員選任等に関する指針に基づき女性の参画に努める。 	関係各課
14	21	<p>●市の審議会等への女性参加促進のための指針等の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市の審議会委員等への女性の登用率を把握する。 ・ 鳥栖市附属機関等の設置、委員選任等に関する指針の周知を図る。 	総務課
14	22	<p>●審議会等委員の改選期における女性登用についての事前協議／市の審議会等への女性の登用状況調査／登用状況調査結果の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市の審議会等の委員の任期満了前に、委員の登用について事前協議を行い、女性委員のいない審議会等の解消と目標基準に満たない審議会等について再検討を依頼する。 ・ 市の審議会等への女性の参画状況を調査・公表し、目標の達成に努める。 	市民協働推進課

基本目標2 男女が生き生きと働きともに支える社会づくり

主要施策2 男女が働きやすい労働環境の整備

施策番号	事業番号	事業名称／事業内容	担当課
15	23	<p>●関係機関と協力した自営業者等への啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 商工会議所と協力して、男女共同参画に関するセミナー等の情報を会員事業者へ提供する。 	商工振興課
15	24	<p>●家族経営協定の推進／関係機関と協力した農業者への啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業委員会、県農業改良普及センターと連携し、パンフレットの配布やホームページへの掲載、研修会の実施などで周知を図り、優良農家へ家族経営協定締結を働きかける。 ・ 農村女性の労働が高い社会的評価を得るために行う農家生活指導士による活動を、県農業改良普及センターと連携して支援する。 ・ 農家の所得向上と女性の能力発揮のため、農村女性の加工グループ等へ県農業改良普及センターと連携し、研修会の参加促進や販売助言などで支援及び新たな育成を行う。 	農林課

施策番号	事業番号	事業名称／事業内容	担当課
15	25	<p>●家族経営協定の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定に関するパンフレットの配布や、ホームページへの情報掲載などにより、家族経営協定制度の周知を図る。 ・農林課や県農業改良普及センターと連携し、家族間の役割分担や就業条件を明確にした家族経営協定の締結を推進する。 	農業委員会
16	26	<p>●市内企業等への啓発や意見交換</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働諸問題や仕事と家庭の両立支援に関する施策などを、資料の配布、ポスター掲示、市報への記事掲載等により広報する。 	商工振興課
16	27	<p>●労働に関する法制度やワーク・ライフ・バランスの啓発／仕事と家庭等のバランスに配慮する事業所の事例紹介</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児介護休業制度など各種両立支援制度の周知、利用促進を図るとともに、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向け、働き方についての啓発を行う。 	市民協働推進課

基本目標2 男女が生き生きと働きともに支える社会づくり

主要施策3 仕事と生活の調和を図る環境の整備

施策番号	事業番号	事業名称／事業内容	担当課
17	28	<p>●特別保育事業の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一時預り、延長保育、休日保育、病後児保育などの特別保育を実施し、保育サービスの充実を図る。 	こども育成課
17	29	<p>●放課後児童クラブ（なかよし会）の施設の充実、利便性の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き教室などを利用し適正な施設規模とし、児童の安全安心な生活の場を確保する。 ・指導員の配置基準を設定し、児童の健全育成を図る。 ・利用時間の延長、小学4年生以上の利用等利便性を図る。 	生涯学習課
18	30	<p>●子育て支援総合コーディネート事業の推進／ファミリー・サポート・センター事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援総合コーディネート事業を推進する。 ・地域子育て支援拠点事業を推進する。 ・ファミリー・サポート・センター事業を推進する。 	こども育成課

施策 番号	事業 番号	事業名称／事業内容	担当課
18	31	<p>●子どもの居場所づくり事業の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町区公民館で水曜日や土曜日などの放課後等に、町区や老人クラブ、子どもクラブなどにより、相互の遊びや地域の大人との交流などを行い、地域の子どもの地域の大人が見守り育てていく事業を支援する。 	生涯学習課
18	32	<p>●放課後子ども教室の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり推進センターで水曜日や土曜日などの放課後等に、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等に取り組む。 	市民協働推進課
19	33	<p>●子どもクラブ活動等への参加促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各町区、各地区及び市子どもクラブにおいて、球技大会、駅伝大会及び野外活動など、親子で参加できる行事や、各町区の代表者を対象に子育てに関する研修会を開催する。 	生涯学習課
19	34	<p>●父親向けの育児講座の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所・幼稚園等の園庭開放を土曜日にも実施することで、父親に子どもとの関わりを促す。 ・子育て支援センターや保育所で、父親向けに育児への関心や意識を持ってもらうための講座や講演会を開催する。 ・子育て支援コーディネーター事業において、父親にも関心を持ってもらえるような情報の提供を行う。 	こども育成課
19	35	<p>●ママパパ教室等の開催／父子手帳の配布</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ママパパ教室（両親教室）を開催する。特に沐浴や妊娠疑似体験を取り入れたり、出産のビデオ学習をしたりする際には、父親の参加しやすい土曜日とし、妊娠中からの育児協力を促す。 ・参加者には父子手帳を配布する。 ・2ヶ月児のほやほや教室、5、6ヶ月児の離乳食教室など育児学級の中でも父親の育児参加を促す。 	健康増進課
19	36	<p>●授業参観日等への参加促進／教職員の家事参加への促進／PTA（父親委員会）活動への参加促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日曜参観日や学校開放の日を設け父親の参画を促す。 ・教職員の家事参画を促進する。 ・PTA活動への父親の参画を促す。 	学校教育課

施策 番号	事業 番号	事業名称／事業内容	担当課
20	37	<p>●男の料理教室の開催、自主活動の支援／食育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男の料理教室を開催し、健康的な調理を学ぶと同時に、男性の家事に対する意識を高め、家族の一員としての役割分担、協力を促し、健康や食の自立を考える機会とする。 	健康増進課
20	38	<p>●男性の家事参加を促す講座の開催／家事チェックシートの活用による啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり推進センターにおいて、男性を対象にした料理教室など家事に関した教室を開催する。 ・県が行っている男性の家事参画推進事業と連携し啓発を行う。 ・「家事チェックシート」を作成・配布し、男性の家事参加を促進する。 	市民協働推進課
21	39	<p>●起業に関する情報提供／就職に関する情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県などの創業・起業支援施策やセミナーの広報、相談窓口の紹介を行う。 ・就業相談窓口や再就職に関する相談窓口の広報、紹介を行う。 	商工振興課
21	40	<p>●再就職セミナーの開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・21世紀職業財団や県などの関係団体と連携し、結婚や出産、介護などで仕事を離れていた女性の再就職に向けた情報提供やセミナーを行う。 	市民協働推進課

基本目標3 男女が自立し安心して暮らせるまちづくり

主要施策1 個人の自立を支える環境整備

施策番号	事業番号	事業名称／事業内容	担当課
22	41	<p>●ひとり親家庭への経済的支援／ひとり親家庭への自立支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子自立支援員による個別相談の実施や関係情報を提供する。(公的支援制度、母子寡婦福祉資金の貸付、職業能力向上のための研修・講座等) ・自立支援教育訓練給付金、高等技能訓練促進費を支給する。 	こども育成課
23	42	<p>●各種在宅サービスの提供／地域における在宅高齢者の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緊急通報システムの設置や配食サービスなどの在宅サービスを提供する。 ・身近な相談機関として地域包括支援センターを運営し、高齢者への総合的な支援を行う。 	社会福祉課
24	43	<p>●シルバー人材センター事業の支援・拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シルバー人材センター事業の支援・拡充を図る。 ・高齢者教室を開催する。 	社会福祉課
24	44	<p>●食や運動に関する教室の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「元気で長生き」をテーマにした健康大学を開催する。 ・高齢者を対象にした健康教室を開催する。 	健康増進課
24	45	<p>●高齢者教室の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・まちづくり推進センターで高齢者を対象にした一般教養及び趣味の講座・教室を開催する。 	市民協働推進課
25	46	<p>●障害のある人の社会参加の促進／障害のある人の自立支援／障害のある人やその家族等の相談と援助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・屋外での移動が困難な障害者(児)の外出支援を行う。 ・通所により創作的活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進する地域支援活動センターの充実を図る。 ・一時的に見守り等の支援が必要な障害者(児)に対し、日中における活動の場を提供し、社会に適応するための日常的な訓練を行い、その家族を支援する。 ・日常生活の相談に応じ、情報提供や必要な援助を行う。 	社会福祉課

基本目標3 男女が自立し安心して暮らせるまちづくり

主要施策2 性と健康を尊重する環境整備

施策 番号	事業 番号	事業名称／事業内容	担当課
26	47	<p>●母子保健事業の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ママパパ教室、ほやほや教室、ぴよぴよ教室を実施する。 ・保健師・助産師が妊産婦乳幼児家庭を訪問する。 ・育児相談を実施する。 ・母子保健推進員が乳幼児家庭を訪問する。 ・乳幼児健診（1歳半、3歳）を通じて、子どもと母親の健康づくりを支援する。 	健康増進課
27	48	<p>●性感染症予防等の啓発／女性が自らの身体について自己決定を行い、健康を享受する権利の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・うらら推進員が予防の啓発に努める。 ・育児相談など個別の相談時に、子どもの数や出産する時期などについて自己決定を行い、望まない妊娠をさげ、生涯を通じて健康であり続けることができる権利の重要性を啓発する。 	健康増進課
27	49	<p>●女性が自らの身体について自己決定を行い、健康を享受する権利の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市報や講演会等の機会に、男女が生涯を通じて健康であり続けることができる権利の重要性を啓発する。 	市民協働推進課
28	50	<p>●市報や講演会などによる性的少数者の啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市報や講演会などによる啓発を行い、性的少数者への理解を進める。 	市民協働推進課

基本目標3 男女が自立し安心して暮らせるまちづくり

主要施策3 生涯を通じた健康づくりの推進

施策番号	事業番号	事業名称／事業内容	担当課
29	51	<p>●教育教材等の貸出及び食と健康に関する啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・沐浴人形や妊婦シュミレーターなど、教育教材等の貸し出しや性についての情報を提供する。 ・養護教諭との連携を図る。 ・食育に関する講話を要望に応じて行う。 ・食生活改善推進員が家庭科の調理実習や裁縫の実習を手伝い、健康や食に関するきめ細やかな啓発を行う。 	健康増進課
29	52	<p>●学校における性教育を含めた健康教育の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リプロダクティブ・ヘルス／ライツの視点での健康教育を実施する。 ・関係機関と協力して、性教育、保健体育授業、薬物乱用防止教室、防煙教室、食育等の充実を図る。 	学校教育課
30	53	<p>●乳がんや子宮がん等の各種健診・予防／健康マイレージ制度による健康づくりの推進／更年期等に関する情報提供及び相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳がん検診や子宮がん検診などの受診者数を増やし、疾病の早期発見・早期治療につなげる。 ・がん予防月間における啓発を実施する。 ・うらら健康マイレージクラブへの参加者数を増やし、健康づくりを支援する。 ・女性特有の更年期の病気の相談に対応する。 ・更年期に関する情報提供を行い、正しい知識を普及する。 	健康増進課
30	54	<p>●スポーツ教室や健康づくり教室等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女が共に楽しめる各種スポーツ教室やレクリエーションイベントを開催し、健康づくりの一環として機会を提供する。 	スポーツ振興課
31	55	<p>●介護予防教室の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営めるよう、元気づくり教室や、いきいき健康教室などの介護予防教室を開催する。 	社会福祉課
31	56	<p>●介護予防教室の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防のための教室や運動指導・自主活動の支援を実施する。 	健康増進課

基本目標4 配偶者等に対する暴力の根絶（鳥栖市DV被害者支援基本計画）

主要施策1 DV被害を防止する啓発推進

施策番号	事業番号	事業名称／事業内容	担当課
32	57	<p>●DV防止法やセクハラ防止規程等の周知／DVの未然防止のためのセミナーや講演会等の開催／女性に対する暴力をなくす運動週間期間における啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性に対する暴力根絶のため、女性に対する暴力をなくす運動（11/12～11/25）に協調して、市報等で啓発する。 ・関係機関や団体と連携してDV防止のためのセミナーや講演会を開催する。 ・市報等の各種媒体を利用して、女性の人権尊重、女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメント防止のための広報・啓発を行う。 	市民協働推進課
32	58	<p>●DV防止に関する特設図書コーナーの設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性に対する暴力根絶のため、女性に対する暴力をなくす運動（11/12～11/25）に協調して、女性の人権尊重、女性に対する暴力やセクシュアル・ハラスメント防止などに関する特設図書コーナーを設置する。 	文化芸術振興課

基本目標4 配偶者等に対する暴力の根絶（鳥栖市DV被害者支援基本計画）

主要施策2 相談体制の充実

施策番号	事業番号	事業名称／事業内容	担当課
33	59	<p>●相談窓口の周知／庁内相談担当者間の連携強化／被害者の安全と安心の確保／相談のワンストップ化の推進／相談者の特性に応じた相談体制の確立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各種相談窓口の周知に努める。 ・関係各課の相談担当者で連携する。 ・相談業務のワンストップ化を推進し、安心して相談できる環境をつくる。 ・必要に応じてケース検討会議を開催し、情報の共有化を図る。 	市民協働推進課
33	60	<p>●庁内相談担当者間の連携強化／被害者の安全と安心の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係各課の相談担当者で連携する。 ・国民健康保険に関する相談に応じ、被害者の支援に努める。 	国保年金課

施策 番号	事業 番号	事業名称／事業内容	担当課
33	61	<p>●庁内相談担当者間の連携強化／被害者の安全と安心の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係各課の相談担当者と連携する。 ・各種証明書発行事務に関する相談に応じ、被害者の支援に努める。 	税務課
33	62	<p>●庁内相談担当者間の連携強化／被害者の安全と安心の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係各課の相談担当者と連携する。 ・生活に困っている被害者の相談や支援に努める。 	社会福祉課
33	63	<p>●庁内相談担当者間の連携強化／被害者の安全と安心の確保／相談のワンストップ化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係各課の相談担当者と連携する。 ・女性（母子）が安心して相談できる環境をつくる。 ・相談業務のワンストップ化を推進し、安心して相談できる環境をつくる。 ・必要に応じてケース検討会議を開催し、情報の共有化を図る。 	こども育成課
33	64	<p>●庁内相談担当者間の連携強化／被害者の安全と安心の確保／相談のワンストップ化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係各課の相談担当者と連携する。 ・相談業務のワンストップ化を推進し、安心して相談できる環境をつくる。 	健康増進課
33	65	<p>●庁内相談担当者間の連携強化／学校におけるスクールカウンセラーの配置及び相談</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係各課の相談担当者と連携する。 ・スクールカウンセラーを設置し、安心して相談できる体制をつくる。 ・家庭児童相談員や民生委員等と密接に連携をとりながら、被害者の支援に努める。 	学校教育課
33	66	<p>●庁内相談担当者間の連携強化／被害者の安全と安心の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係各課の相談担当者と連携する。 ・住民基本台帳事務に関する相談に応じ、被害者の支援に努める。 	市民課
33	67	<p>●庁内相談担当者間の連携強化／被害者の安全と安心の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係各課の相談担当者と連携する。 ・市営住宅に関する相談に応じ、被害者の支援に努める。 	建設課

施策 番号	事業 番号	事業名称／事業内容	担当課
34	68	<p>●相談員や担当職員の研修等への積極的参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担当職員や消費生活相談員が研修等へ積極的に参加する。 ・人権擁護委員との連携を図る。 	市民協働推進課
34	69	<p>●女性相談員の設置と相談／相談員や担当職員の研修等への積極的参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性の相談員を配置し、女性の相談からDV被害の早期発見に努める。 ・相談員や担当職員が研修等へ積極的に参加する。 ・関係各課で最新の法令、制度等の情報の共有化を図るとともに、過去の相談事例についても経過報告事項等があれば共有する。 	こども育成課
35	70	<p>●DV被害者支援マニュアルの作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談員や職員が被害者の立場を十分に理解し、適切な対応ができるように、マニュアルを作成し徹底する。 	市民協働推進課 こども育成課

基本目標4 配偶者等に対する暴力の根絶（鳥栖市DV被害者支援基本計画）

主要施策3 DV被害者の自立支援

施策番号	事業番号	事業名称／事業内容	担当課
36	71	<p>●庁内関係課会議における被害者支援の検討／就業支援や法的支援など必要に応じた情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援にかかわる担当課の職員は、情報を共有し連携する。 ・担当課の職員は、被害者の自立の過程を見守り、支援が必要な場合は被害者の意思を尊重し、支援策を協議して実施する。 	市民協働推進課 国保年金課 税務課 社会福祉課 こども育成課 健康増進課 学校教育課 市民課 建設課
36	72	<p>●市営住宅への優先入居等の被害者支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・母子・DV被害者に対し、市営住宅（母子向特定目的住宅）へ優先入居（対象：母子）や市営住宅の一時使用（対象：DV被害者）の支援措置を行う。 	建設課

基本目標4 配偶者等に対する暴力の根絶（鳥栖市DV被害者支援基本計画）

主要施策4 関係機関の連携・協力

施策番号	事業番号	事業名称／事業内容	担当課
37	73	<p>●市民相談における早期発見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民相談において、DVや児童虐待、セクハラ等の被害の危険性を感じた場合は、専門の相談窓口等と速やかに連携を図る。 	市民協働推進課
37	74	<p>●要保護児童等対策地域協議会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童等対策地域協議会を開催し、関連機関の連携、情報の共有化を図る。 ・市報やポスター等を通じて児童虐待やDVが犯罪であることの周知を図り、疑いのある場合は、児童相談所、市、民生委員等へ通告するよう啓発する。 	こども育成課
37	75	<p>●各種相談・健診での早期発見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健センターにおいて、DV等防止のためのポスター掲示やパンフレットの設置など意識啓発を行う。 ・訪問や幼児健診などで児童虐待の早期発見に努め、関係部署との連携を図る。 	健康増進課

施策番号	事業番号	事業名称／事業内容	担当課
37	76	<p>●園児・児童・生徒犯罪防止連絡会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・園児・児童・生徒犯罪防止連絡会議を定期的実施し、市内の関係機関のネットワーク体制を充実させ、犯罪が起りにくい環境づくりを進める。 	学校教育課
38	77	<p>●DV支援機関連携会議への出席／保健福祉事務所で開催されるケース会議等への出席</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県が行う連携会議において情報を交換し、相談技術の向上を図る。 ・県保健福祉事務所のケース会議等に出席し、具体的な事例を学ぶと共に、担当者の連携を図る。 	市民協働推進課 こども育成課

計画推進体制の整備

主要施策1 計画推進体制の充実

施策番号	事業番号	事業名称／事業内容	担当課
39	78	<p>●男女共同参画行政推進会議の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市長を会長とした会議を年数回開催し、各課の取組状況についての点検・改善等について審議する。 ・下部組織である幹事会において、男女共同参画施策に関するさまざまな課題について調査・研究を行い、事業に反映させる。 	市民協働推進課
40	79	<p>●男女共同参画懇話会の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画の進捗状況を報告するとともに、改善策等の意見を事業に柔軟に反映させる。 ・男女共同参画行政推進会議との意見交換を行い、市民の目線に立った男女共同参画施策の推進を図る。 	市民協働推進課
41	80	<p>●国や県、市民団体等との情報交換</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国・県などと情報を共有する。 ・啓発活動を市民団体へ委託し実施する。 ・団体が行う男女共同参画関連事業及び自主研究に対して、専門講師を派遣するなど団体の意識を広めるために支援を行う。 	市民協働推進課

計画推進体制の整備

主要施策2 計画の進行管理

施策番号	事業番号	事業名称／事業内容	担当課
42	81	<p>●実施計画書の策定、進捗状況の報告・評価</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施計画を策定し、実施状況や計画の進捗状況を把握する。 	市民協働推進課
43	82	<p>●市民意識調査、市職員意識調査等の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行動計画の見直し時期に合わせて、市民意識調査を実施し、行動計画や施策、実施事業の基礎資料とする。 ・市職員や教職員の意識調査を行い、行動計画に基づく各事業の推進資料とする。 	市民協働推進課
43	83	<p>●事業所実態調査の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市内事業所へのアンケート調査を実施しているものに男女共同参画に関する項目を増やす。 ・調査結果を市報等で公開する。 	市民協働推進課 商工振興課

計画推進体制の整備

主要施策3 モデル事業所としての市役所づくり

施策番号	事業番号	事業名称／事業内容	担当課
44	84	<p>●男性職員の育児休業、出産補助休暇等の取得の周知／職員のノー残業デーの推進／育児短時間勤務制度の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男性職員の育児休業、出産補助休暇の取得について周知する。 ・毎週水曜日と金曜日のノー残業デーを推進する。 ・育児短時間勤務制度を周知し活用を図る。 	総務課
44	85	<p>●男女共同参画推進デーの徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎月最初の勤務日を男女共同参画推進デーと定め、徹底する。また、推進デーの周知に合わせ、ワーク・ライフ・バランスなど男女共同参画に関する情報提供を行う。 	市民協働推進課
45	86	<p>●男女共同参画に関わるテーマを設定した職員研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画や子育て支援等に関する職員研修を実施する。 	総務課

施策 番号	事業 番号	事業名称／事業内容	担当課
45	87	<p>●男女共同参画推進のためのガイドブックの充実／男女共同参画推進デーを利用した理解の促進</p> <p>・職員男女共同参画行動計画を見直し、男女共同参画の職場づくりを推進する。</p>	市民協働推進課
46	88	<p>●女性職員の管理職への登用</p> <p>・女性職員の管理職への登用を推進する。</p>	総務課
47	89	<p>●職員の能力開発研修への参加促進</p> <p>・職員の各種研修への参加を促進し、能力が十分に発揮できる職場環境づくりに努める。</p>	関係各課
47	90	<p>●職員の能力開発研修への参加促進</p> <p>・個々の能力を高めるための研修の機会を増やすとともに、職員の積極的な参加促進に努める。</p>	総務課

附属資料

- 1 男女共同参画社会基本法
- 2 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

○男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 6 月 23 日)
(法律第 78 号)

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 12 条)

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策(第 13 条—第 20 条)

第 3 章 男女共同参画会議(第 21 条—第 28 条) 附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進

に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果た

し、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念ののっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念ののっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければ

ばならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3

項に規定する事項を処理すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

(3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に

必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成13年1月6日)

- (1) 略
- (2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

1 から 10 まで 略

11 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律

(平成 13 年 4 月 13 日)

(法律第 31 号)

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)

第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等
(第 2 条の 2・第 2 条の 3)

第 2 章 配偶者暴力相談支援センター等(第 3 条—第 5 条)

第 3 章 被害者の保護(第 6 条—第 9 条の 2)

第 4 章 保護命令(第 10 条—第 22 条)

第 5 章 雑則(第 23 条—第 28 条)

第 6 章 罰則(第 29 条・第 30 条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(定義)

第 1 条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力(身体に対す

る不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。)又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動(以下この項において「身体に対する暴力等」と総称する。)をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第 2 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等
(基本方針)

第 2 条の 2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣(以下この条及び次条第 4 項において「主務大臣」という。)は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針(以下この条並びに次条第 1 項及び第 3 項において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第 1 項の都道府県基本計画及び同条第 3 項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

(3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければ

ならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

(3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

(2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

(3) 被害者(被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第6号、第5条及び第8条の3において同じ。)の緊急時の安全の確保及び一時保護を行うこと。

(4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

(5) 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

(6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪

の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)、警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第

129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。)を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただ

し、第2号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

(1) 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

(2) 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

(1) 面会を要求すること。

(2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること

(4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

(5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

(6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

(7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

(8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図面その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者

がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第12条第1項第3号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他の場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第4号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過するまでの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の15

歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が15歳未満の者又は成年後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令(以下「保護命令」という。)の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- (1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- (2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力より生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情

(3) 第10条第3項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

(4) 第14条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

(5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時

及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面(以下「申立書」という。)に同項第5号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第1号から第4号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法(明治41年法律第53号)第58条ノ2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

(迅速な裁判)

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

(保護命令事件の審理の方法)

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第5号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第15条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定に

よりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

（第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て）

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第5号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第1号から第4号までに掲げる事項」とあるのは「同項第1号及び第2号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあるは、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

第22条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問

わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

(1) 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

(2) 第3条第3項第3号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

(3) 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

(4) 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都

道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第1号及び第2号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

(1) 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第3号及び第4号に掲げるもの

(2) 市が前条第2項の規定により支弁した費用

第6章 罰則

第29条 保護命令に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第7条、第9条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

附 則 (平成16年6月2日法律第64号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)

第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第10条第1項第2号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

附 則 (平成19年7月11日法律第113号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による

第2次鳥栖市男女共同参画行動計画
及び鳥栖市DV被害者支援基本計画

平成25年3月

発行 鳥栖市

編集 鳥栖市市民生活部 市民協働推進課

〒841-8511 佐賀県鳥栖市宿町1-1-8番地

TEL 0942-85-3508 FAX 0942-83-3310

E-mail : kyoudou@city.tosu.lg.jp